

---

平成27年 第67回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成27年12月15日（火曜日）

---

議事日程（第2号）

平成27年12月15日 午前9時開議

日程第1 諸報告

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 諸報告

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 澤田俊一 係長 ..... 楨 良 裕

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山名宗悟	地域振興課長 ..... 石堂浩一
副町長 ..... 細岡重義	地域振興課参事兼観光振興特命参事
教育長 ..... 澤田博行	..... 山下和久
会計管理者兼会計課長兼町参事	建設課長 ..... 真弓俊英
..... 谷口勝則	地籍課長 ..... 児島則行
総務課長 ..... 前田義人	上下水道課長 ..... 中島康之

総務課参事兼財政特命参事  
..... 児 島 修 二  
総務課副課長兼地域創生特命参事  
..... 藤 原 登志幸  
情報センター所長 ..... 藤 原 秀 洋  
税務課長 ..... 和 田 正 治  
住民生活課長 ..... 吉 岡 嘉 宏  
住民生活課参事兼防災特命参事  
..... 田 中 晋 平

健康福祉課長兼地域局長  
..... 大 中 昌 幸  
病院事務長 ..... 細 岡 弘 之  
病院事務次長兼医事課長  
..... 浅 田 譲 二  
病院総務課長兼施設課長  
..... 藤 原 秀 明  
教育課長 ..... 松 田 隆 幸  
教育課参事兼センター所長  
..... 坂 田 英 之

---

### 午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第67回神河町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

早速日程に入ります。

---

#### 日程第1 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第1、諸報告でございます。

監査委員より11月に実施されました定期監査と12月の例月出納検査の監査報告を提示していただいております。

お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第2、一般質問でございます。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。

議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、一般質問は一問一答方式で行うこととし、議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっております。終了10分前と5分前にはチャイムを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長より発言をとめます。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと議会基本条例第12条第1項において定められております。

同条第2項では、質問の要旨、論点、争点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に逆質問ができるこ

とを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めております。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のため申し添えておきます。

ここで会議を進行する立場として、一般質問のあり方について一言述べさせていただきます。

議員は住民の代表者であります。住民と行政の橋渡しをすべき議員は、住民の大きな声、小さな声、声なき声、ため息、全ての声を把握して、これを力強く代表する心構えが必要であります。

そのためには、何を問題とし、何を目指し、そして、何を問いただすのかを明確にした一般質問であるべきだと思います。

一般質問が、聞く者にとって、共感と感動を与える、そんな議論になることを切に御期待申し上げます。

以上、申し添えまして、一般質問に入らせていただきます。

それでは、通告順に従いまして、11番、藤森正晴議員を指名いたします。

○議員（11番 藤森 正晴君） おはようございます。11番、藤森です。それでは、早速一番最初の質問に入ります。峰山高原スキー場整備計画についてであります。

整備予定地は、雪彦峰山県立自然公園のため、県の環境審査会に諮り、公園計画の変更をしなければなりません。その審査会現地視察が11月5日に行われました。その結果と今後の予定はどうかということの質問であります。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、峰山高原スキー場整備計画に対する藤森議員の御質問にお答えいたします。

11月5日に開催された兵庫県環境審議会自然環境部会には、部会委員総数12名のうち8名が参加されました。

審議会冒頭に当たり、関西電力関係者、神戸新聞記者の傍聴希望があり、その承認から始まり、その後、活発に意見が出されました。

大まかな内容は、暁晴山山頂にある国土交通省等の施設に対する影響はないか。できるだけ湿原や湿地を通さない計画図と理解してよいか。スケジュールを詰め込み過ぎではないか。スキーコースやリフトによる生態系の分断化となるが、分断化は小さいとの評価表現は適切であるかどうか、どういう影響があるのか、どういう保全策をとるのか検討してほしい。森林利用、森林とかわりを持つという立場から、この地域で冬場の活用は喫緊の課題と思っている。スキー場ができるとそれがメインとなってしまう可能性があるが、この地域では春から秋の期間が長いので、こちらをメインプラスワンでスキーのエッセンスを少し加える程度のスキー場が理想ではないのか。エビネやヒダサン

ショウウオをどうするかという戦略的な考えが必要。スキー場計画にうまく適合させながら種を残していくかを考えればよいデザインになると思う。現地に行ってみて派手なものはないが、地味であるが、すごくよいものがある。ああいうもののよさはこれからどんどんわかってくれる人も多くなっていくし、きっかけとしてスキー場があるから行くという人も多いと思うが、それで冬に来られた方が他のシーズンにも行ってみようと思われるような取り組みをぜひやっていただきたい。障害のある人も気軽に楽しめるようなスキー場ができたというような今までとは違うような工夫を求めたい。

そして最後に、事前調査をされ、このたびの環境審議会自然環境部会には都合により出席できなかった当部会委員であり、環境影響調査委員でもあり、その発言の影響力は極めて大きい兵庫県立大学名誉教授の服部保先生からのメッセージが読み上げられました。

内容は、まず景観について、既に山頂には電波塔が複数あり、第2リフトを山頂まで延伸し、それらと同化したほうが目立たないのではないかと。2点目は、既設の電柱が目立つ。希少植物の保全についてスキーコースにかかるサラサドウダンなどの貴重種は移植をすること。切り土部分に係る樹木の移植を検討すること。サラサドウダンの紅葉がきれいであることから、この種を採取、増殖し、ここのシンボルにするとよいのではないかと。夏季利用について、夏場に暁晴山の頂上に上がっても電波塔で景観が悪く、貴重種の植物は鹿などの食害に遭い、魅力がない。鹿が食べないウリハダカエデ、センブリ、アセビ、コケなどが残っているだけである。夏の魅力を高める方策を検討すること。例えば植物ガイドを育成すること。食害防止のため植物の貴重種等を柵で囲い、見せる工夫を検討すること。以上がメッセージとなりました。

そして部会の終わりに当たり、兵庫県の中谷自然環境課長から、このとき出された意見をもとに次回の審議会には修正された計画書を提出することとし、審議会は来年3月以降の開催予定で、3月には答申案をいただきたい旨の要請がされました。

今後の見通しとしては、部会内ではスキー場整備に対する反対意見はほとんどなく、どういうふうに現在の自然環境に配慮して事業を進めるかの答申が出るものと思われます。

それを受けて兵庫県が現在の公園計画を変更します。変更手続については、何カ月もかかるものではないと聞いています。これら手続と並行しハード整備上必要と思われる保安林解除、索道整備申請等の事務手続を進めていく予定としております。

以上、答弁といたします。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） ただいま現地視察の結果報告があったわけなんです、その中で何点か指摘なり改善事項が述べられました。これについてしっかりと修正なり改善の見込みはどうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 審議会におけるこの質問事項についてでございます。当日は、私も現地一緒に同行させていただきまして、審議会にも参加をさせていただいたところでございます。

審議会については、今回初めてじゃない審議会になっておりますが、このたび出された意見等については兵庫県と、そしてまた町、そしてこの環境調査について業務委託しておりますコンサルタントと一緒にあって質問事項に答えていくということにしているわけでありまして。当然今現在計画ということで示している細かいコースであったりそういう部分については、若干の変更が出てくるものというふうに考えております。

詳しい部分につきましては、担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課特命参事の山下でございます。昨日も県庁のほうで自然環境課担当者と、それから町と、それからコンサル業者ということで、これら今さっき町長が述べました質問について一つ一つ問題について検討させていただきました。そして今後どうするのかという部分について、技術的な部門、それから総括的な部門について詳細な協議をしまして、今から内容についてクリアしていくということで、次回審議会までに全てをそれに意見を反映したような格好で修正して審議会に臨みたいというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 指摘事項をいろいろクリアしてであります。保安林解除等もあって余り時間はかからないとの答弁でしたんですけど、最終的な結果が出るのはいつごろと考えられておられますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下です。答申については、ここに述べられたとおり、先ほど述べましたとおり3月には答申を出していただくというふうな思いであります。

ただ、委員会の、審議会のメンバーの方の動向にもよりますけれども、事務局としてはできるだけ3月のほうで審議会でもって答申をいただき、それに基づき兵庫県が公園計画の変更をするという手順となっております。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） ただいま3月には結果という形が言われたんですけど、例えば予算とかこういう計画的なものは3月定例会には間に合わんと思うんですけど、その件はどういう考えを持っておられますか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 予算等につきましては、今、兵庫県市町振興課とともにこの予算どりについて動いてるわけでございます。大枠が確定できれば、執行部といたしましては3月定例議会に提案をしていきたいという考えであります。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 3月定例会にということなんですが、先ほどの話では3月にこの結論が出るという、回答やったと思うんですけど、3月に結果が出て、それから議会内にどうしましょうかという諮る順序となると思うんですが、となれば3月の定例会には間に合わんと思うんですが。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） そういった考え方もあろうかと思いますが、1回目の答弁でも申し上げましたように、この環境審議会での審議として今までの流れからいけば審議会で却下されるとか、そういうふうな動きにはなっていないということでもあります。そういう部分について兵庫県担当部署とも協議をしていきながら、そしてあわせて予算どりの部分についても兵庫県知事とのこれまでもいろいろな協議もさせていただきながら企画県民部部長を初め市町振興課ともども総務省に出向いての予算確保に向けてもう既に動いているということは、これはこのスキー場についてやるということで、予算どりをしているということでもありますので、私どもは環境審議会については、これは基本審議会は通過をし、自然公園の計画変更がスムーズになされるということも含めて県と協議を進める中でしておりますので、繰り返しになりますが、市町振興課との予算の関係で確保ができれば当然3月に御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

また、環境審議会の状況については、今3月末というふうなことは言っておりますけれども、それまでも状況等についてまた変化が出てこようかと思っておりますので、そういうことについては逐次議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 審議会が却下されることはないと思うという形で、町長はもうスキー場をやるのは決まったというような形の方向の答弁を私、受けるわけなんですけど、過去においてもこの話が出てから町長再三挨拶の中でもスキー場計画をやるんだというような方向に受け取るような挨拶が多くあります。今回においても今の答弁であればもうやるんだということのように受け取ってもしようがないと思うんですけど、これはしっかりやはりどうするかというか、議会に上げてきての結果からの進んでいく方向と思うんですが、そういう思いはどうですか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 全てのこの提案事項につきましては、その提案するに至ってのやっぱり執行部の思いといいますか、そこは強い意思でもってやるんだという、やり切るんだという、そういう思いがなければ提案はできないというふうに思っております。これは全ての案件だと思います。

しかしながら、それが実行に移せるのは、議会に提案をさせていただいて、議会で審

査いただいて、そして承認可決をしていただいて初めてこれが執行できるものというふうに思うわけであります。

しかしながら、私を含め執行部の考えとしては、スキー場に限らず全ての案件を提案する時点からやり切るんだという強い意思でもって臨まなければその事業そのものが本当によいものにならないというふうに思っている。そういう意味での私の発言と受けとめていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） そもそもこの計画については、当初早く新聞報道で出たと。あれを見て町民の方、我々も知ったようなことなんですが、今回に当たってもどうしてもやはり議会という立場なりの形を何か軽率といいますか、最終的にはそういう方向なり結論出してまいりますけど、それに当たってのやるということに関しては、どんどんどんどん前行くんだという、そういうような思いがしてなりません。担当においても担当参事を既に置き、そしてもうはや今の現状の中では、降雪機をどうしよう、ああしよう、コースがどうという、これは当然話が出るとしても、どんどんどんどんもうやるいうことの本体が先に行ってもとるような気がします。町民の方、我々一番心配しとんのは、これはつくる、つくらんじゃなしに、つくったとして、あとこれが何年、10年、20年先に実際やっていけるのかと。

今回入り込み客についてもこの前初めて目に通したような形で、1日500人ちょっとのシーズン5万ほど見込んでおるんだというデータを見せてもらったんですが、これは1年、2年はそうかもわからんけど、あとそれが果たしてそういう現状で行くのか。また、スキー場がそう多くない中でマックアースさんにしてもいろんな設備のスキー場持ってはるけれど、どっかの客を取り合いの形でそうなっていけば、最初はできて珍しいから行こう、こういう形で、あと2年、3年先はどうであろうとそんなに実際やっていくのだろうかという形が我々、また町民の方の声であります。そういう形のデータなり資料がまだ今のところはしっかり私らのみ込めておりませんので、どんどんどんどんその形で行政は進もうとしておりますけれど、やることじゃなしに実際に根本的にすべき調査なり、また知るべきものをしっかりと出していただいた中で議会とも検討して、両輪といいますか、そういう形で進んでいかなければ、どうしても話ばかりが前へ行ってしまって、するんだという話がどんどん行ってしまって、我々議会は何しとんだというような声も入ってきます。そういう形で進めていかなければかえってこの点については難しいような現状になると考えますので、そこらを慎重に進めていっていただきたい。町長、どうですか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 御意見ありがとうございます。

3月定例議会においてスキー場建設に向けた調査費を1,300万円提案させていただいて、その中でもスキー場計画についての審議をいただいたところであります。そして

承認可決をいただいて、現在に至っているわけでございます。限られた予算の中でこの基本設計なり、また環境調査を進めているわけでございますが、それ以降産業建設常任委員会においてもその後の進捗状況といいますか、特に環境審議会の状況について報告もさせていただいたわけでございますし、その中で委員各位から質問もいただいています。これだけの数値ではなかなか理解がしにくい等々の御意見が多くいただいたわけでございますし、しかしながら私どもとしては限られた予算の中でできる限りの数字をはじき出してきたということは、これまで既に報告もさせていただいておりますし、委員会資料として議会の中で提示はされているものと私は判断するわけでございます。

藤森議員のほうからも発言がございました入り込み客の数字につきましても今回初めて見たというふうに言われるわけでございますが、私ども執行部からいたしますと3月の定例議会におけるこの調査費をめぐってもその当時から基本的な入り込み客というのはそんなに数字は変わっておりませんし、むしろ今回さらに詳しい分は載せさせていただいております。そういう部分も確認をしていただければというふうに思うわけでありす。

私何が言いたいかというところは、3月議会にも一定の数字は出させていただいたというところでございます。それ以降もっと細かい数字をとという要望当然出てきます。それらに対して私どもは調査もさせていただいているわけでございますが、しかしながら本当に数字を具体的にしていこうと思うと今の人員ではなかなか対応がし切れない、そういうふうなことから私自身、また執行部といたしましてもこのスキー場計画というのは神河町にとって人口減少対策、いわゆる神河の地域創生そのものであるということを根底に置いて進めているということでございます。そのためにもさらに詳しい資料収集をするためにも人員配置もしなければ議員各位の要望にも応えていけないわけでございます。そういうことを進めてきたということでもあります。

繰り返しになりますが、そしてまた今定例議会の中でもまた同様の御質問もいただいているところでありますが、このたびのスキー場計画については、私はまずはこれまで冬場の活用という部分について非常に苦戦をしておりました峰山高原ホテルリラクシアを初め、冬季の入り込み客の落ち込みが本当に顕著に出ていた神河町の各施設にとって、大きなメリットになるというふうに考えるわけでございます。峰山高原のスキー場の入り込み客から、実はそれが神河町全域の施設に波及するような仕組みをしっかりとつくりなければいけないというふうに思っておりますし、そういった計画が上がって以降中播磨県民センターを初めとし、冬のリーディングプロジェクト事業も27年度1,000万円の予算をつけていただいて、いよいよその事業がスタートしようといっておりますし、平成28年度におきましてもリーディングプロジェクトは継続するというそういった報告もいただいていることでございます。

県立自然公園内でのスキー場計画ということで、それをめぐって環境審議会、そして環境審議会が通過すれば自然公園の計画変更を兵庫県がやるということでございます。



言いかえれば兵庫県との共同事業という位置づけにもなるわけでございます。そういうところから私は、強い思いで何としてもぜひこのスキー場については実現をしていきたい。これこそが神河町の人口減少対策にすばらしい効果をもたらすというふうに私は考えているところでございます。そういう意味におきまして人員配置をしていきながら議員の御質問にもできるだけ答えられるようにしながら、ぜひこの実現したいという強い意思で御提案をさせていただきたいというふうに考えるわけでございます。兵庫県企画県民部初め市町振興課、部長、そしてまた課長、担当者、もう既に総務省に行ってヒアリングも始めていただいているということでもあります。そういうことで兵庫県の協力をいただきながらぜひ実現したいという思いで進めてまいりますので、よろしく御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 入り込み客、またこれから先それだけの入り込み客がふえるのか、マイナスになるのかというような形でいろいろと心配点、またあそこへ行くアクセス、車、道路についても除雪をどうするのかとかいろんな問題点、いろいろと話は聞いておりますけど、現実実際どういう形で進めていくのかというような情報というか、問題点もただただまだ我々は理解できてませんので、そこらをしっかりお互い協議しながら進めていくという形で、余り私は思うには先走ってするんやという形で行ってしまえば逆に町民のほうから、おい、議会は何だ、とっとと町長はやるやるいきよるけど、どういふ話になっとんだという、そういう的な話もしてますけど、十分な話もできん点がありますので、今後しっかりとそういう情報をお互いに得ながら進めていくようによろしくお願いをしまして、次、2つ目の質問に入ります。

かみかわ教育創造プランについてであります。

一番最初に、基本理念は、「ふるさとを愛し ころ豊かで 自立した かみかわの人づくり」であります。地域と触れ合い、交流により、この町にしかない町づくり、人づくりの教育が求められます。その上においても、社会教育事業へのさらなる参加をと思うんですが、いかがでしょうか。

次、2つ目であります。町制10周年記念事業、いろいろと今まであります。これから先もあるわけなんですけど……。

○議長（安部 重助君） 藤森議員、1点ずつで結構です。

○議員（11番 藤森 正晴君） じゃあ、一番最初のなにてお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、1点目の質問についてお答えさせていただきます。

神河町の教育は、これまでも教育長を中心に学校、地域が一丸となってふるさとを愛する心を育む取り組みを積極的に行ってきたところなんです。しかし、少子高齢化、人口減少という大きな課題を解決するためには、藤森議員の御質問にもありますように地域との触れ合い交流等により神河町を愛し、神河町に住み続けたいという子供たちを育成す

る教育が必要であると私も考えます。

「ふるさとを愛し ころ豊かで 自立した かみかわの人づくり」は、今年度の教育大綱の施策の目標であり、平成28年度からの後期かみかわ教育創造プランの基本理念です。ことし5月の第1回総合教育会議の中で、私から「ふるさとを愛し」をぜひとも入れてもらうようお願いしたところです。学校の統合により、これまで学校が地域の協力のもとで取り組まれていた交流活動が少なくなったというお話も伺いました。そういう中では、学校教育だけでなく、社会教育、社会体育分野での人づくり教育は町づくりの根幹であり、子供たちだけではなく、地域の方々がともに地域の行事や取り組みにさらなる参加をいただけるよう取り組んでいきたいと考えます。

御質問にあります学校の児童・生徒の社会教育事業への参加につきましては、現状も踏まえて教育長から御説明いたします。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。藤森議員もよく御存じとは思いますが、私からは具体的な学校や青少年育成団体の社会教育事業への参加、連携と学校教育の中でのふるさとを愛する心を育む取り組みについて、ほんの一握りですが、御紹介いたします。

地域との触れ合い交流が顕著な取り組みとして、長谷小学校の砥峰太鼓と神河中学校のブラスバンド部の取り組みがあります。

長谷小学校は、地元砥峰でのすすき祭りや山焼きのほか今年度は長谷ふれあい広場で開かれたふれあいまつりに全校生徒で練習を重ね出演しています。

また、神河中学校ブラスバンドは、病院のすずらんまつりや商工まつり、公民館のクリスマスコンサートなどに学校教育課程外での参加をし、地域の皆さんから大きな拍手をもらう中で自信をつけ、自尊心が育ち、地域を愛する心を育てていると思っています。

また、学校教育の中では、ほとんどの学校で校区の自然や歴史を知ろうと遠足やウォークラリーなどの学校行事を実施したり、教科の中で地域に出ていく学習を行い、そこで地元の方との交流も深めています。例えばアユの放流、地域のお祭りの参加、獅子舞などの伝統文化の伝承、高齢者との交流、川の生物調査、近所の山への登山や炭焼き体験、また教材としてつくられた神崎郡社会科副読本「私たちの神崎郡」や神河町発行の「かみかわ百選」の活用など地域の皆さんの協力のもと地域にある自然、景観、歴史、伝統、文化と触れ合う活動を教育課程の中で取り組んでいるところです。

また、青少年育成団体や子供会などは、専門のスポーツだけでなく、町が取り組むさまざまなコミュニティスポーツに参加したり、地域の伝統行事でその力を発揮しているところです。

藤森議員がよくおっしゃっています中学生の町マラソン大会参加については、陸上部を除いてそれぞれのクラブで試合や練習があり、参加できていないところですが、小学生やファミリーマラソンで町内の親子が多く参加したり、小学生は学校を挙げて参加し

ているところもあります。また、町外の中学生や高校生の陸上部から多く参加していただき、西脇工業や須磨学園の礼儀正しく前向きな取り組みは徐々に町内の子供たちに浸透してきていると考えるところで、意義ある事業になっています。教育委員会としましても社会教育事業へのさらなる参加を呼びかけていきたいと思っていますところです。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） ただいま教育長の答弁の中で、いろいろと私も認識しておりますし、非常に感謝をいたしておりますけれど、私をもっと言いたいのは、この社会事業といいますのは、過去それぞれ砥峰太鼓とか神河中学校のブラスバンド、それぞれのそういう形の参加は非常に感謝しておるわけなんですけど、もっと全般的に素直に社会事業的なものに参加できないかということでもあります。

この間、12月の8日に町長が訪問され、2年生の生徒との話し合いなり、形で住み続けたい町にするためにはというテーマで話し合われたそうですけれど、中学校においても部活とかそういう形の参加はあるとしても、全体的に何かをやろう、こうしようというような参加がどうもないような気がするんですけど、町長、この間訪問されて、子供たちは非常に素直で、神戸新聞の写真見るんでははっきり見えなかったもいい目をして、いい顔をして写っておりました。はつらつとして元気があると思うんですけど、どういうふうに感じられましたか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 先日、神河中学校2年生の生徒たちと神河町の町づくりについて講演もさせていただいたところでございます。短い時間でありましたが、予定しておりました時間ちょっと10分延長してしまっただけですが、本当に子供たち30分間集中して話を聞いてくれていたというふうに私は思っております。本当に目を輝かせるといいますか、そういった態度が見てとれました。本当に何か私自身うれしく感じたところでございます。

私も講演の中で神河町のこれからの人口減少、人口どうなるんだというところをお話しさせていただいたのと、石破地方創生大臣の講演も私聞いて、その中で私もびっくりしたのは、このままの状態が続くとすれば、コンピューターがはじき出した数字だけでも、西暦3000年になったら日本の人口は何人になるというふうに質問しましたら、いろいろと言っておりましたが、私が1,000人だと言いますと本当にどよめきが起こったということで、そうならないために神河町も本当に頑張らなければいけない。君たちが60歳になったとき、それは2060年、その前後だということでもあります。神河町がこの2060年にもっと元気な神河町であり続ける、そのとき君たちが60歳の神河町と一緒にイメージしようということで締めくくらせていただきました。今週末には8日の講演を聞いた生徒たちがこれからの町づくりについて提言もしていただく予定となっております。そういった子供たちと一緒に町将来を考え合えるというのは、本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。継続した取り組みができれば

というふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 生徒たちのどういう思いがこちらに返ってくるのか楽しみにしております。

そういう1とも関連ありまして、次に、2つ目の質問も含めて一緒にいきたいと思えます。町制10周年記念事業において、子供たちとともに10年の歩みを喜び祝う事業にできなかったのかという質問でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 2つ目の質問にお答えします。

藤森議員の御質問にあります子供たちとともに10年の歩みを喜び祝う事業とは、11月7日の記念式典のことを示していらっしゃると思いますが、確かに記念式典にはこれまで神河町の誕生からこれまでの活動で御尽力いただいた皆様を顕彰し、これからも町づくりの大きな原動力となっていたいただきたいとの思いがある中で、子供たちの参加のない事業となりました。

しかし、今年度は、町では10周年記念事業としまして、特別巡回ラジオ体操会を6月14日に開催し、老若男女を問わず1,700人余りが参加し、盛り上がりました。

また、その会場では、子供たちが大好きなカーミンの体操をお披露目し、9月の運動会ではカーミン体操やダンスをカーミンと一緒に踊ってくれました。

一方、9月27日の砥峰・峰山高原ハーフマラソンは、町外向けの神河町をアピールする大会と同時に、町の10周年を祝う意義ある大会になったと思っています。

また、1月31日には、町内小・中学生を中心に第41回神河マラソン大会を実施する予定としており、前日には北京オリンピックに出場しました須磨学園高校出身で神河マラソンにも何回も参加してくれています陸上の小林祐梨子選手のトークショーと陸上教室を10周年記念事業として予定しています。スポーツに打ち込んでいる中高生には大変参考になると思いますし、多くの子供たちの参加があるものと思っています。

それ以外にも11月26日には、子育て中のお母さん方と子育てについて意見交換をしましたり、先ほど藤森議員からの御意見もありましたが、先般、12月8日には地域創生事業の一つとして子供の夢をかなえる事業と銘打ち、神河中学校2年生の皆さんとふるさと神河町をずっと住み続けたい町にするためには何が必要かをテーマに懇談させていただき、子供の夢を見える形にしていく、夢をかなえていく取り組みとしてスタートしました。

神河町誕生10周年事業の1年間を見てまいりますと、子供たちだけでなく、全ての町民の皆様とともに心に残る事業を展開できたのではないかと考えているところです。

以上、答弁いたします。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 10周年記念、まだあとマラソン大会等もあるわけなん

ですが、私が1番と含めて社会事業ということについて言いたいのは、ラジオ体操をとりますと、ラジオ体操1,700人余りの参加という形で終わったんですけど、ちょっと少なかったんじゃないか。あのPRとかあのなで1,700人、これはよく来たったなと思うんですけど、見れば小さい子供たちは目立ったんですけど、小学校の高学年、中学校はほとんど目に届きませんでした。ここらあたりもしっかり社会事業の一環として我が町は取り組むべきであろうと思います。

それと次、2つ目のハーフマラソンであります、ハーフマラソンの選手として参加する、これは当然とし、参加しなくても子供たち、また中学生の方たちと一緒にそれぞれポイントポイントで声援するなり、また助けをしてもらうなり、神崎高校の生徒をボランティアでお願い、助けていただいたわけなんです、そういう形のマラソンであればもっと神河町は違ったと思いますよ。高原の中を走るんも爽快でいいかもわからないけど、実際アップダウンきつい、しんどいですよ。その中でポイントポイントで子供たちの一声の声援なりあればどうでしょう。走っとる人にしてはすごく爽やか、また違った神河町を見てもらえらと思います。

それと10周年の記念式典であります、他町、他の市を見れば10年という形で10歳になった子、つまり小学校4年生の子が生まれたときにできて、10年たちましたということで、その子供たちを交えて思いとか、またこれからの町政をどういうふうにしたらいかを夢を語るというようなそういう記述等も目にしました。

それ一つの例なんですけど、我が町もそんな形である10周年、私は思うには、それぞれ表彰、また関係の方でたくさんの方が来られたと言いながら、実際来た人なり関係者の方での10周年式典であったかと。あの中で子供たち、またいろんな形のイベントなり行事を入れておけば子供も参加するわ、それについて保護者、またおじいちゃん、おばあちゃんも参加してやという形でまた違った形の神河町であったと思います。それがまさしく目指そうとする神河町としての「ハートがふれあう住民自治のまち」への一歩の近づきであろうと。10周年してやっと近づいたというようなそういう形も見えてこなければ、いい形でぽっと出ても「住むならやっぱり神河町」、キャッチフレーズ、文句はいいとしても実際それに少しでも近づこうとするいう気持ちがなかなか見えてきません。

だから社会事業においても、先ほど教育長の話がありました。行事、いろいろなこういう形で参加をしております。これから先もそういうふうにしようと思っておりますと言いながら、実際現実ふたあければそういうようなことはなされてない。それこそ地方創生を入れるんであればそういう形で神河町は子供もみんな一緒に来て、事業に参加し、違った形の神河町であるんだという、そういう形の地方創生を目指していかなければ私はならんと思います。金を使って物をつくるのも一つの地方創生かもわかりませんが、お互いがやっぱり心、地域の人と触れ合う人間関係を持ち、人づくりをしてこそハートがふれあう神河町であろうと思いますので、そういう形の社会事業への参加を町民ととも

にやるべきと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 子供たちの町づくりへの参加、もう本当に私も同じ意見でございます。先ほどの藤森議員の御意見をいただきますと、10周年記念式典だけをとれば子供たちの参加ができていなかったというところは、これは反省点としてしっかりと、5年後になるか、10年後になるか、当然記念式典を恐らく神河町としてとり行うわけでございますので、貴重な御意見と受けとめさせていただいて、町の事業にいろいろな角度で子供たちが参加できるようにしていく、これこそが将来を担う子供たちが立派に成長していくといういわば人づくり事業になっていくだろうというふうに思っております。そういう部分を基本にしながら取り組ませていただきたいというふうに思うところでございます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 神河町は、私は思うには他町よかそういう社会事業、そういうのは積極的に学校も協力してくれておりますので、なお一層今、私言ったような思いが伝わって、やはり神河町は町全体ですばらしい町であるなということであれば住んでみたいなという人もあります。また、もっと住み続けようという子供たちも含めてそういう町にしていくように、ひとつお互いに頑張っていきたいと思いますが、よろしく願いをしまして、3つ目の質問に入ります。

人事評価制度と職員の資質向上についてであります。

まず1として、人事評価の実施で求めようとするものは何か。また、実施により職員の資質向上につながるのか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

神河町では、現在の勤務評定につきましては、サービスを基本とした勤務評定及び気づきを基本とした能力考課による評価を行ってきました。御承知のように、地方公務員法の一部改正が行われ、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定され、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限理由の明確化が求められることになりました。職員の任用が人事評価、その他の能力の実証に基づき行うものであることや職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするというものであります。

したがって、これに応えられる人事評価制度の整備と適正運用のための仕組みづくりが必要となりました。特に人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするということから、今まで以上に人事評価の整合性と納得性が求められているところにあります。いずれにしても大切なことは、人が仕事をするわけでありますから、人が育つ仕組み、仕事が効率的に進められる仕組みをつくっていることが大切でありまし

て、そのためにも報告、連絡、相談の徹底と職員相互の連携強化に努めてまいりたいと考えております。

当町の取り組み状況につきましては総務課長のほうから答弁を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。それでは、私のほうから当町の人事評価に対する考え方と取り組み状況についてお答えいたします。

人事評価の実施で求めようとするのは何かという御質問であります。それは住民の皆様喜んでいただける良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくために職員個々の能力や実績等を把握して活力ある公務組織と効率的な行政運営を実現することにあります。

また、人事評価を実施することにより職員の資質向上につながるのかという御質問がありますが、本人みずからが自分の得手不得手を客観的に知ることによって必ず資質は向上するものと思っております。これまで実施してまいりました人事考課においてもそうでしたが、一番大切なのは評価の過程における評価者と被評価者、上司と部下との間におけるコミュニケーションです。今、職員は、本当に忙しく働いておまして、十分なコミュニケーションがとれていない場面も見受けられますけれども、人事評価では管理職との面談は必須としておりますので、必ずよい影響が出ると見込んでおります。

しかしながら、これらよい面を引き出すためには、公平な評価と結果に対する納得性が確保されなければなりません。

なお、今、当町では、国が示している標準的な取り組みということで、人事評価の取り組み内容につきましては、国の標準的な取り組み内容を試行として実施をしております。その過程や結果により当町に適した制度に修正していくこととして取り組みを進めております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 一概に人事評価と言いながら、なかなか難しいといいますが、やり方によればかえってやる気をなくするとか、また資質的に悪くなるようなことも考えられますので、しっかりとその面はやはり上司、縦の関係なら縦の関係と言いながら、上司もしっかりと評価をしてもらわなければいけませんので、お互いが心をつにしながら資質向上なりやる気を与えるんだ、やるんだというそういう形でしっかり進めていっていただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問であります。4月の人事により従来の昇任と違い、課長は課参事に、副課長が課長の辞令となりました。新課長への教育、指導等を参事にお願ひし、人材育成をとの人事であったと私は受けとめておるわけなんですけど、その後、その結果と現状はいかがなものでしょう。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤森議員の2点目のこの4月の人事についての質問ということでございますが、私の答弁といたしましては先ほど1点目のこの人事評価制度と職員の資質の向上、総体としてまとめて答弁をさせていただいたということで御理解をいただいて、詳細につきましては総務課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。状況ということで、私のほうから御報告なり答弁とさせていただきたいと思っておりますが、4月の人事異動ということで、従来の昇任と少し形を変えて、課長を参事に、副課長を課長にということで、参事には新課長への教育、指導等をお願いするというふうな人事異動をしたということで、その成果と現状ということですが、これについてはほぼ狙いどおりの結果が得られているというふうに見ております。

課長から参事になった職員につきましては、新課長への教育、指導、またこれにあわせて実務も担当していただくということで、大変お忙しい思いをしていただいております。これまでの経験と、それから過去においてといいますか、その直前まで自分がその職場のリーダーであったという十分な自負心、それでその役割を果たしていただいているというふうに思っております。

また、新課長につきましては、前任課長が近くにいるということで大きな安心感、それと課長に昇任したということによるやる気というのが十分に見てとれる状況にあります。今まで以上に責任感を持って一生懸命に努めているという状況にあると思っております。今回のこの春、今年度春に行いました人事につきましては、ほぼ狙いどおりに動いているかなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） ほぼ狙いどおりに、順調ように指導なり等が行われておるといことなんですが、以前、23年、平成24年前ですか、参事が多くなったという人事がありました。あのときの人事と違って、今回はそういう形と違う人事、例えば前の課長がしっかりと新しい課長に指導等をしていくんだというような話があったと思うんですけど、あるやめた職員が、僕は議会に委員会出たりの形ではどんな形の質問があるなり資料をしっかりと持って行って答弁は絶対わかりませんとは言わないんだというような言うた職員がおります。実際そうであるべきと言いながら、我々質問するのがそれぞれ1点、2点で思いのない質問もあろうかと思うんですけど、やはりそういうようなことも経験した中からそれぞれ指導なりあると思うんで、そういう指導も含めながらしっかりとやはり委員会なり議会、またそれぞれ町民の方の対応いうものをしていかなければならないと思うんですけど、今回も半分以上の方がこの議場でかわられました。それから4月から月日がたったわけなんですけど、初めていろいろ戸惑いのある中でしっかりと答弁をしておられるわけなんですけど、そういうような形の指導なりいうもの



が前課長からあれば今まででもちょっと待って下さいというようなことが少なくなっただんじゃないかと思うんですけど、そういうような指導なり、それと前課長で今参事なされた方がもう課長に任せたんやという気でもう一つ責任感的なものが、安堵といいますか、そういうようなところもあるんじゃないかというような思いも感じましたので、ここらあたりの指導なりお互いがしっかりと参事、課長、またその関係、縦関係、横の関係も含めながら指導なりやっておられると思うんですけど、そこらあたりをもう少し詳しくわかりましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。今おっしゃっていただいたような場面がゼロであるというふうには思っておりません。確かにそういう場面もあったかもしれませんが。

ただ、一方で、この議場へ上がってくるということにおいて、それぞれ特に新しい4月に課長に昇任した職員につきましては、緊張感と責任感と持って準備をしてくれていると思っています。

ただ、そのときに十分な、それが十分であるか否かということについては、ベテランの課長と少し比較すると劣るという場面が出たかもしれませんが、これは経験も当然ありますし、ただ通常自分だけの力で言うと経験に何年とかかるかもしれませんが、そばに前任であった先輩課長が参事としてサポートとしてついているということであるので、より短い時間に習得していくということになっていくというふうに思っています。当然いろんな場面で新課長、私も含めてですが、十分な回答ができなかった、適切な対応でなかったという場合は、この議場からおりてまた反省もしながら、相談もしていくと。その折に先輩課長が少し助言をしていくというふうなことは当然あることですので、よい効果が出てくるというふうに思っています。

ただ、もうかわった直後からということに関しては、本当に十分やらずにちゃいけませんけれども、もう少し頑張ればいいのにというふうな場面があったかもしれませんが、必ずいい影響は出てますし、そういうサポート状況にあるというふうに思っています。また、そういうふうにして下さいというふうに指導もしていきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。もう一つの狙いといいますと、今まで一番年頭の人が退職します。そしたらそれに基づいて、ずっと大きな異動が発生しました。そういうことを繰り返して、いろんな本当に経験年数の少ない課で異動してしまうというようなことがございましたので、また二、三年後には10数名という定年退職者を迎えます。そういう中でそういうときにまた大きな異動ということになりますので、今回の狙いいたしましては、ちょっと早目に課長を育てようということで、今現在まだ定年退職をしてない職員を参事に置いて、それ以前にそれよりも若い職員を課長として置くという

期間、その期間で経験を積んでもらうという一つの狙いもございました。かわった時点ですので、なかなかすぐには前の課長と同じような事業いうんですか、課長としての職はできなかったかもしれませんが、今、一生懸命取り組んできてくれておりますので、今後においてはしっかりと答弁もでき、従来どおりの課長としての役割を果たしてくれるものと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 答弁ができたかできんじゃなしに、先ほど副町長言われたように新しい課長の経験とかそういう形やということで含めて、参事の方があと少しで定年やという形で、それこそやる気を持ってもらわなきゃいけないし、そういうやる気をなくすような人事ではあっていけないし、また先ほど言いました人事評価においても、おまえ、議会の答弁できなかったから人事評価マイナスや、ペケ、そういう評価の人事では私困ると思いますので、しっかりとその人事評価も含めて、本当に皆でやるんだというやる気を持たせる評価であり、職員の資質向上、また毎回決算、また予算の中で、提言の中で必ずこの言葉が過去上がっておりますので、ああ、よくできたなというような形で方向に行きますようによろしく願いをしまして、質問終わります。

○議長（安部 重助君） 答弁。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。ありがとうございます。

課長の面談、面接を私が行っております。実際には得意な分野、不得意な分野、いろいろありまして、得意な分野については評価も高く、また経験のないところについては評価も低いということでございますけども、やはり役場職員となればどの課においても一応こなしていかなきゃいかんという場でございますので、それぞれ一生懸命取り組んでくれております。

また、参事の面接においても一生懸命下の職員を指導しようという意気込みでやってくれておりますので、十分に仕事を果たしてくれているものと思っております。以上です。

○議員（11番 藤森 正晴君） よろしく願いしまして、終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で藤森正晴議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時20分といたします。

午前10時01分休憩

午前10時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、7番、小寺俊輔議員を指名いたします。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。それでは、通告に従いまして質問いたします。

今回の一般質問をするに当たりまして、私、目標を定めております。目標は、神河町建設工事入札参加選定要綱の改正です。本来であればこれは総務文教常任委員会で議論すればよいのですが、私は所属しておりませんので、この場でさせていただきます。よろしく願いいたします。

神河町建設工事入札参加選定要綱の第9条の5項、当該工事の地域性等においてでは、中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進のため町内業者で施工が可能な場合は極力町内業者に発注機会の確保を図るよう考慮するとあります。これは町内業者の育成、町内産業の振興という非常に重要な一文であると思っております。

しかしながら、聞き及びますところ、他市町に本社を置く企業が町内に事業所を設置し、入札参加資格を得ておられます。これ自体には何ら違法性はなく、全く合法なのですが、問題はその町内に設置された事業所に営業実態があるかどうかです。いわゆる看板だけを掲げ、営業実態のない事業所が入札に参加するということは、先ほど申しました要綱の町内業者の育成、町内産業の振興の本質に外れていると思えますし、また山名町長が日ごろからおっしゃっておられるできるだけ神河町内での経済循環という理念からも外れているのではないかと思います。この点については山名町長も同じ考えではないかと思うのですが、町長のお考え、思いがありましたらお聞かせ願います。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小寺議員の御質問にお答えいたします。

議員の御質問の中にありますように、神河町建設工事入札参加者選定要綱の第9条の第5号において、中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため町内業者で施工が可能な工事に当たっては、極力町内業者に発注機会の確保を図るよう考慮するものとするとうたっておりまして、非常に金額が大きなもの、特殊性や専門性があり、町内業者での対応が困難なもの以外の土木、建築工事につきましては、町内業者最優先で指名を行っております。神河町で対応できなければ神崎郡、神崎郡がだめなら中播磨、西播磨、そこがだめなら兵庫県といったように地元最優先で、地元がだめでも少なくとも私たちの生活エリア、経済圏域での経済循環を基本にというのは私の考え方でありまして、そのように対応をしております。

なお、詳細につきましては総務課長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。考え方につきましては、町長がお話を、答弁をさせていただいたとおりであります。

実態としてお話をさせていただこうと思いますが、入札に際しましては必ず、その直

前ということになります、入札参加資格審査委員会というものを開催いたします。これにつきましては副町長を長に置きまして、関係課長が設計の内容等々ヒアリングを担当課からした上で、どの範囲にどのような指名をするのが、指名もしくは一般競争入札も含めてですが、どんなやり方が正しいかというふうなことを検討してまいります。その際に基本に置いてますのは、町長が今お話しさせていただいたとおりでありまして、町内経済の循環というところを常に頭に置いて審査をさせていただいているという状況にあります。額の一定ラインというのがありますが、その許容範囲の中で町内業者を指名していくという形で指名競争入札といったものを中心に取り組んでいるという状況にあります。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 小寺です。額の小さいものはできるだけ町内業者を最優先で指名されておられるということですが、先ほど冒頭で述べさせていただきましたように、いわゆる看板だけの事業所にも同じように入札資格がございます。そちらの方は全く合法なんですけれども、営業実態がない場合に果たしてそれが本当に神河町のためになるのかどうかということが非常に問題だと思っております。そういった中で、そういった方がもし入札に参加できれば、ずっと神河町内で頑張っておられる事業所の方のいわゆる落札機会も当然減ってまいります。

そういうことを防ぐためにも私、今回の質問するに当たり、いろいろ調べてみますと、全国的には規約に掲げて事業所の実態調査を定期的に実施している自治体もございます。また、近隣の市川町や福崎町では、行政による見回りを実施され、事業所の形態が整っていないとみなした場合には入札参加資格がないとみなされているようであります。同じように神河町でも見回りを実施されて、マンパワー等の問題もあろうかと思いますが、見回りを実施されて、そういったいわゆる看板だけの事業所の排除といいますか、事業所の営業実態調査ですね、そういうものをされたらいかがかと思うのですけれども、総務課長、いかが思われますか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。実態調査という点についてというところですが、当町の現在の状況ということでまずお話をさせていただきますと、業者登録の際の確認については、現在の取り扱いといたしましては、支店が業者登録される際には建物に設置された看板や事務所内、電話等の設置状況の写真を添付していただき申請をいただくということにしております。その写真を見て状況等を確認しているという状況にあります。

入札通知の連絡の際には、基本的に毎回業者登録時に記載されている町内事務所のN T T電話のほうに連絡をさせていただき、入札書類を総務課までとりに来ていただくという取り扱いにさせていただいております。

何回連絡しても電話が繋がらないことや町外の本店へ転送するというふうな様子が

見受けられるという状況にはありませんといったような担当者からの報告も聞いているところであります。

参考に近隣市町の状況も確認をさせていただきましたところ、市川町、福崎町ですが、小寺議員さんのおっしゃるとおり新たに町内に事業所登録の申請があった場合、現地確認を行っているというふうなことも聞いております。支店における営業実態の確認については、判断基準が難しいところではございますけれども、当町といたしましても、来年2月から3月ごろということになりますが、28年度、29年度の業者登録の切りかえ時期ということになってまいります。それを機に現地確認等を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 先ほど総務課長の答弁にもございましたように、神河町では登録時にまず写真の提出、入札時にN T Tの電話に連絡をされるということで、実際には目で見られていないということがございますので、なかなか実態の把握はできていないのかなと思います。

今度の28年度、29年度の切りかえ時期には現地調査をしていただけるということで、非常にありがたく思っております。

もう早々と結論になってしまうのですけれども、冒頭に私、目標を定めさせていただきました。神河町建設工事入札参加選定要綱第9条の5項に掲げられている町内の中小企業建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進をより一層図るためにも2月の総務文教常任委員会に諮っていただいて、ぜひこの年度内で要綱を改正していただきたいと思っております。今、地域創生、その他もろもろの事業もたくさんございます。また、予算編成の時期でもあり、大変忙しいのは十分承知しておりますが、何とかその2月の総務文教常任委員会で諮っていただくことは可能でしょうか。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。今御質問いただきました参加者選定要綱の改正についてということでありまして。改正しようとするときに、まだまだ少しどのような記載方法、どのような条件をつけていくか、基準をどうするかといったところの検討が必要でありますけれども、第9条第5項にある地域性等についてというところの項目のあたりをもう少ししっかりと見直しをさせていただきますして、実態のある形で記載をさせていただきたいと思っております。

また、現地確認をあわせてしてまいりたいと考えてますので、その現地確認の際にその基準と照らし合わせて基準と合ってるか否かということで指名をさせていただくか否かというふうなことを客観的に、また合理的に見ていただけるようなつくり込みをしてまいりたいというふうに思っています。全国的にもそういったところがあるというふうなお話も聞いてますので、そのあたりも参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

2月の総務文教常任委員会、担当委員会のほうでこんなふうなことを考えてますが、

いかがでしょうかというふうなことの確認作業もさせていただきたいと思っていますので、またその際にもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） ありがとうございます。

いわゆる私の目標というものが早々と達成されてしまいましたので、私の一般質問もう終わってしまうわけなんですけれども、2月の総務文教常任委員会でも諮っていたけるといふことで、非常に満足しております。

また、この建設工事関係につきましては、神河町内にも建設業者の組合ですか、そういったものもございますので、またそちらのほうとも十分に諮っていただいて、もう町内の方々がいざ満足できるようなすばらしい要綱にさせていただきたいと思ひます。

それでは、私の一般質問は早いですが、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 以上で小寺俊輔議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、10番、小林和男議員を指名いたします。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。本日は、1番目に、マイナンバー制度について7項目の質問を1つずつ順を追って行います。2番目に、小学生低学年からHB鉛筆を使うよう教育してはどうかという質問をします。

今マスコミでマイナンバー制度について報道しています。私は、このたびインターネットで検索してみますと、メリット・デメリット、いろんな意見や心配事が表記されたものを引用させていただき、質問をします。

マイナンバー制度の導入の最大の目的は、国民を区別しやすくすることです。国民一人一人に固有の番号を振り分けることでスポーツ選手の背番号やゼッケンのように個人を識別しやすくなります。そして数字でデジタルに識別するということは、管理がしやすくなるという意味でもあります。さまざまな個人情報をマイナンバーとひもづけることで一括して管理できるようになることが期待されています。マイナンバーの導入は、行政にとっても国民にとっても大きなメリットがあります。個人の特정이容易になりますので、各種手続が従来よりも格段にスムーズになるでしょう。

マイナンバーが導入されると、全国のあらゆる公的組織で全く同じ番号によって個人情報が管理されることとなります。すると各組織間で個人情報をやりとりする際にデータの共有や連携がスムーズに行われるようになるはずですが、手間と時間がかからなければその分人的なミスが発生するリスクも軽減できます。万一ミスが起きたとしても手続が少なければ間違いを発見しやすいし、マイナンバーで一括管理されていますから訂正も簡単です。

このようにさまざまなメリットのあるマイナンバー制度ですが、その反面デメリット

も指摘されています。個人情報を一括で管理できるということは、逆に言えば情報をまとめて手に入れられやすいということでもあります。すると国や自治体が特定の人物の情報を簡単に確認できるようになってしまうので、プライバシーを侵害されるおそれが出てきます。管理担当者が悪質な人物だった場合には、本来業務で必要ないはずの情報にまでアクセスされてしまうかもしれません。マイナンバーのデータ運用制限を徹底することが求められます。マイナンバーでひもづけされる個人情報は、多岐にわたります。当面は税金関係や社会保障手続に限定されますが、将来的には銀行口座や犯罪歴などまで関連づけようという提案も出ています。余りにも多くの情報がひもづけされると、万一流出してしまった場合のリスクも大きくなります。一たび悪用されたら全財産を失ってしまうということだってあり得るかもしれません。

以下の7点は、マイナンバーセキュリティー管理会社が提案しているものなので、過剰な部分があるのかもわかりませんが、どの程度実施できるのか、マイナンバーのセキュリティー対策で心配されることを1つずつお尋ねします。

まず1として、マイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う担当者のパソコンを管理するにはどのようにされるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバー制度についてでございますが、国内で住民登録をする全ての人にそれぞれ12桁の番号を割り振る制度で、我が神河町におきましては11月下旬に簡易書留郵便で配達をされております。

来年1月から国や自治体は、社会保障と税、災害対策の3分野での利用を始めることとなります。税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続などでマイナンバーが必要となりますので、大切に保管をお願いいたします。

また、さまざまな本人確認の場面で利用できるマイナンバーカードの申請をすれば、平成28年1月以降に交付を受けることができます。

さて、基本的にこのマイナンバーについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表において、利用及び提供できる事務が定められております。それ以外の事務に利用等を行う場合は、法律の定めにより町の条例で規定する必要があるため、我が町においても本12月議会定例会において独自利用等の条例を上程し、可決をいただいたところです。このように法律及び条例に規定されていない事務については、マイナンバーを含む特定個人情報を利用等を行うことができない制度となっておりますことを、まず申し上げておきたいと思っております。

なお、セキュリティー対策に係る個々の御質問に対しましては、総務課長から答弁いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。個々の御質問ということで、まず1点

目の、マイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う担当者のパソコンを監視するにはという御質問のところであります。

マイナンバー利用事務を行った際には、ログインIDといひまして、パソコンを使うときに、まずそのプログラムを動かすためにプログラムの立ち上げを行います。その際に、IDといひまして職員個々に番号とパスワードが振られております。そのIDを使ひましてパソコンにアクセスを行うというところから始まります。その個々に割り振られたログインIDを使ひますので、使用したパソコンがどれであるかということと、誰のIDでそのプログラムを動かしたのかということが判別できるということになります。アクセスログということで記録が残ります。何時何分、どの機械が誰の番号で何の仕事をしたのかということが記録として常にとられていくということになります。よって、担当者のパソコンの監視が、担当者が誰である、パソコンがどれを使われたということは監視ができていくということになります。

一方で、その結果、何かがあれば捜せるということでありまして、不正に他人のIDを使ってアクセスをするというふうなところ、これはモラルにかかわるところであります。この部分につきまして、リアルタイムで常に見てるということが非常に難しいということでもあります。あとは職員のモラルを信じて、最悪異常な事態が起こった場合には、どのパソコンで誰の資格でいつ何をしたのかという記録を見ることが出来る状況にあるといったようなところでもあります。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今の総務課長の話では、IDナンバーということで誰がアクセスしたかということがわかるというふうなこと、それから記録も残るというふうなことなので、安心できるかなと思います。

それでは、1の2番に移ります。担当者以外の職員がマイナンバーを含んだファイルにアクセスするのを防ぐにはどのようにされるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。2つ目の御質問です。担当者以外がマイナンバーを含んだファイルにアクセスするのを防ぐためということでありまして、基本的に先ほど御説明したとおりであります。パソコン及び基幹系システム、これは住民情報とか基本的な情報、個々の情報が入っているシステムですが、そこにログインする場合には、先ほどお話ししましたID及びパスワードを入力しないと入れないというふうになってます。

その入りました個々に割り振られてますID及びパスワードの権限というのを定めております。個々に、この職員はここまでがしてもいい、この職員はここまでができるというふうに権限を割り振っております。マイナンバー利用事務担当者以外には特定個人情報ファイルにアクセスができる権限を与えないということで、自分の番号で入っても、権限を持ってない職員は個人番号のファイルのところにとどり着けないというふう



なパソコン上の規制を加えておりますので、自分の番号で行ける権限のある人しか行けないと、特定の職員しか行けないというふうにしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） アクセスを防ぐにはどうかということに対して、ログインするにはIDと、それから何名か権限を、操作できる人を何名かに固定しているというふうなこと。それで2番についても安心できます。

1の3として、メモリーやスマートフォンなどの接続によるデータの持ち出しを防止することにはどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 3つ目ということで、USBメモリー、スマートフォンなどによってデータを持ち出すことに関する制御ということであります。

現在のところ、USBメモリー等の使用を一斉に禁止するというふうにもできかねる状況もあります。現在は、パソコン上、その制限の設定をしていない状況にありますが、導入しているサーバー、今使ってます既に現在使ってるサーバーの機能としては、USBの使用制限設定ということが出来る機械を使っております。どのように設定をしていくのかということについては今後考えなければいけませんけれども、今御質問のありましたところにつきましては、十分に検討した上で幾らかの制限を加えるということは可能ですので、考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） USBメモリーとかスマートフォンが接続できないというふうなシステムを構築するというふうに伺ったんですけども、それには費用がかかると思うんですけども、予算化されるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。費用はかからないというふうに認識してます。現在使ってるサーバー自体にUSBですとかスマートフォンを接続することを禁止するプログラムというのが、もうもともとあります。禁止する範囲であるとか、どれを許可するのか、どれを禁止するのかとかいう取り扱いを定めないとだめかなというふうに思います。

通常私たち職員が通常の業務でやる場合もUSBを使います。全ての機械で全てのUSBを使えなくしてしまうと、外部メモリーといいますか、このメモリーが使えなくなってしまいますので、それ自体仕事に支障を来すということになりますから、本当ですと、セキュリティーポリシーといひまして、そこまで本当にできてませんけれども、入退室の際には全ての記憶媒体というのは室内において金庫に入れて帰るんですよ。使うときにはそこをあけてまた使うんですよ。持ち出しは一切禁止しますというふうにするべきところなんですけど、USBを絶対持ち出してはいけないというふうにする段階でしてると、実はしてないところがあります。また、スマートフォン、携帯電話も

そうですが、記憶する能力を今持っています。これを室内に持ち込まないようにさせるというふうなレベルまでのセキュリティーを上げていかないと、不正なことは、物理的なものは防げないということになりますから、そのレベルをどこまで上げていくかというふうなことは十分考えて、一般業務、通常業務に支障がない範囲でできるだけセキュリティーを上げるというふうなレベルを、どのラインからというのを考える必要があると思います。少し時間がかかるかと思いますが。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今ニュースで騒がれている、大阪府ですかね、副課長が選挙人名簿を持ち出したということでマスコミがかなり騒いでますけども、こういった個人情報の大切なものは二重三重にロックいうんか、安全装置を講じておかないと、条例で規制しても、先ほど副課長という役職の人でもそういった間違いを起こしたという事実があるのでね。心配すれば切りがないんですけども、二重ロックいうんかね、今のサーバーでそういったプログラムで一応持ち出しはできないようなシステムになってる、それもお金がかからない今の持ってる設備でそれが可能だというふうなことなんですけども、それは二重ロックがかかってますでしょうか、そのことだけで大丈夫なんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。二重といいますかね、必ず大丈夫かということに関して言いますと、先ほど少しお話ししましたけれども、職員のコンプライアンスとかモラルだけでは守れないものがあるとすれば、物理的にもうとめるしかないということになると思います。物理的にとめるとすれば、庁舎への出入りの際に、例えば税関とかああいうところであるようなもので、通るとピッと鳴るような、何かもうポケットとか体に記憶媒体の入ったものを持ってると入退室ができませんよとか、そういったレベルまでやらないと完璧とは言えないと思います、職員の動きに関しては。

ただ、そこはどのレベルまでやるかという問題はありますけれども、モラルとかコンプライアンスだけでは、ついということが起きないとも限らないということから、特定の職員、何か漏れるとすればあなたしかいないですよとか、ログといたしまして、何時にどの機械が、誰が動かしたんだという記録をとるということで抑止力になるのかなというふうには思っています。物理的な抑止力ということではありませんけれども、先ほど出ました選挙人名簿の持ち出し等の問題もあります、悪意があってやりますと、当然私たちは職を失っていくということになりますから、ばれないという状況にはありませんので、それは追跡ができますので、そこで抑止力がかかると思います。物理的なハード的な抑止力、セキュリティーというのは今お話ししたとおりで、もう際限なくやらなければ完璧とは言える状況にはならないというふうに思っています。その程度の問題かなというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 1の4の質問、暗号化やパスワードなどによる保護が必要ですが、二重三重に情報の漏えい対策が行われ、これは今の3番の答弁で重なりますので削除したいと思いますけども。

次に、1の5番、インターネット回線からウイルスの感染などのリスクを抑えるにはどのような対策をされるのでしょうか、お答え願います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。外部からの接続というところのリスクに関してですが、マイナンバー制度の開始にかかわらずということですが、以前から、ファイアウォールといたしまして、外からの侵入を防ぐプログラムというものを入れています。ウイルス対策のソフトですとかの導入等でセキュリティー対策を行ってきておりますけれども、10月からのマイナンバー制度開始に伴いまして、基幹系システム、これが先ほど言いました住民の個人情報等が入ったところですが、基幹系システム利用のパソコンから外部サイトへのインターネット接続というものを全て停止しております。基幹系システムの利用が主な業務となる、課でいいますと税務課、住民生活課、健康福祉課、地域局には、外部接続用のノートパソコンというのを別に一、二台用意をしまして、個人情報が入ったパソコンがそのまま外部とつながるということをもう物理的に遮断するというのを10月からやっております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 大きく社会問題になりました消えた年金問題が、操作してたパソコン自体が外部のインターネット回線につながったということで、ああいった大きな間違いが起きたいということ。今の御答弁では、使い分けをすると、外部に接続をされてない独自のパソコンで操作をして外部には直接つながらないというふうな。

そこで、私、このインターネット回線を利用してこういった機能が使えるのであって、インターネット回線との切り離しと、その情報の交換というのがどのように接続、またスイッチができるのか、もし簡単に説明できるようでしたら教えていただきたい思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。インターネットの場合で、広く私たちが個人また業務上でいろんな情報をとろうということでインターネットを使う際のラインというのが、一般的に家庭とかでも使ってるインターネットと同じような状況で使っていますが、あと一方で、L G W A Nといたしますか、国とか市町間でつながっているところは専用回線といたしまして、そこは特定のパスワードですとか特定の機械からしかつながらないというふうな専用回線を使うという使い分けです。一般と専用に分かれています。住民コード、住基情報であるとかマイナンバーとか個人情報のセキュリティー性の高いものは、全てこの専用回線の中でキャッチボールがされるということになります。

先ほどお話ししました住民生活課、税務課等々、個人情報が入った機械というのは、この専用回線の中でしか動かないという仕組みになってますといたしますか、庁内のサー

バー自体には行きますけれども、一般のインターネット回線には出ることができないというふうにしてます。例えば私の業務上使ってるパソコンというのは個人情報扱いませんので、一般のインターネット回線を使うというふうにして、個人情報が入ってるパソコンが一般のインターネット回線に出るということはないというふうに切り分けるというふうな使い分けになってます。ですから高度利用といいますか、連携利用というのは、その専用回線を使うことによって便利にセキュリティーの高いところで運用はできるというのは担保されています。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） インターネット回線とそういった重要な情報とは別回線やというふうに理解したらいいわけですね。それで安心するわけなんですけども、住民さんの中には、そういったことがまだわかってられない方がいらっしゃってね、もう不安やからマイナンバー受け取れへんのんやなんかおっしゃる方がいらっしゃいますので、受けて安心なもんやということを住民さんにわかっていただけたらいいかと思います。今のお話聞きますと、そういったパソコンは使い分けするし、回線は別のもんやから安心ですよというふうに受けとめたんですけども。

それでは、次に、1の6番、プリンター出力によるマイナンバーの漏えい防止はどうでしょうか。これもちょっと私、意味がわからないんですけども、ただ、インターネットにこんなこと載ってたんで、わからないまま上げとんですけども、プリンターから情報が漏れるのかどうかということ、もしかそんなことがあるのであれば、それは対策はどうなのかということをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。新聞等で報道されてる状況といいますのは、マイナンバー入り住民票の誤発行ということで、住民票のところにそもそもマイナンバーを記載しなくていいものが記載されて出てしまうということで、職員側も、その請求された住民側も、必要のないものが表記されてるというふうなことが出力の際に起こるということが報道されて問題になってるという状況であります。

これにつきましては、基本設定といいますか、マイナンバー情報を出力しない設定、当町の設定のところで住民票とか要らないものにマイナンバーそのものを表記するという設定をしておりませんので、機械が何かの誤作動で打ち出すということはまず起きないというふうに思います。住民票だったら住民票にはマイナンバーはないというふうな設定というところは確認できておりますので、申請者からの特に申し出がない限りは、マイナンバー入りの住民票等の発行はするという予定はありません。

その一方で、必ずということに関しては、お渡しする際に職員が必ず目で確認をするということもあわせてやらなければいけないというふうに思ってます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今初めて知り得たんですけども、住民票にマイナンバー

を記入してという、そういった手法があるわけなんですね、ああ、そうですか。それも、その住民票を扱う職員、一般職員が多くかかわってくると思うので、そこら辺のIDナンバー知らなくても、その住民票を発行する人は入れるんですか。そこら辺の使い分けはどのようにされますか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。マイナンバー入りの住民票というのは、基本的に出ません。お客さんが来られて、会社に提出するのにマイナンバー入りの住民票を下さいと言われたときと住民の人の請求があったときに、パソコンの画面上で住民票の発行画面になりますが、そこにマイナンバーのチェックボックスがあって、そこへ職員がチェック入れない限り絶対に出ません。だから誤作動で発行なんてのはないということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今の説明では、安心していいよというふうなことです。

次に、1の7番のマイナンバーの確実な管理に必要な入退室管理はどのように、そういった部屋が設けられるのかどうかもわからないんですけども、こういった疑問が上げられてるので、もしそういった入退室の管理に必要なことで御答弁がいただけるようでしたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 入退室管理ということです。サーバーといひまして、マイナンバーにかかわらずですが、大切なデータベースになる個人情報を含んだ大もとの機械、コンピューターにつきましては、サーバー室というところに置いてあります。このサーバー室の入退室につきましては、専用のカードキーといひますが、普通のカードなんです。このカードキーといひものを使用しなければドアの開閉ができないという仕掛けになっておりまして、そのカードキーといひものはシステム担当者が管理をしております。そのカードキーを、特に外部から来られた業者、特にコンピューター会社の社員も来てプログラムを修正したりしますが、その際には必ず総務課のほうでカードキーの貸し出しといひことで行ひまして、いつ貸し出していつ返したかといひ記録をとっているといひことで、基本そのカードがなければ入れない状態ですので、黙って入るといひことはできないといひ状況の対策をとっています。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今、管理会社がメンテのために入室するといひことをお聞きしたんですけども、そういった人を疑うわけじゃないですけども、誰かが立ち会いをするんですか、その作業中は。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。職員が常に横にいて見てるといひ状況ではありません。目で見えるところに部屋がありますので、その社員、必ず社員が入

ったのか、いつ出たのかということは確認ができます。作業内容を常に監視してるかという、その状況ではありませんけれども、もうそれに関しましては、作業を依頼してる会社との契約の中にデータの保守につきましては明記をしておりますので、会社と町との間で、不正な取り扱い、またデータの勝手な持ち出しはやらないということは契約事項でうたってありますので、そこは会社、また町が責任を持って対応できているというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） そういった管理会社との約束があるということなんですけども、作業中は張りつかないと。それも時間ロスになりますのでね。それでもUSBなんかを持ち込んでくるかどうかというふうな、そういった身体検査とか、そういったことはお考えになってないですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。それに関しましては、最初のほうの質問でもいただいたところですが、どこまでやるかということでありまして、先ほどお話ししたUSBに限らず、最近は携帯電話、昔の携帯電話でもデータは記録ができますので、本当にやろうと思えばどんな形でもできます。そうすると、もう全てのものを持って入るなということでは対応ができませんし、プログラムの書きかえの際にも、記憶媒体に新しいプログラムを入れて持ってきて、それを移しかえるという作業も実際には行ってまいりますので、移しかえの作業のときに、悪意を持ってその持ってきたプログラム入ったところにデータを入れて持ち出すというふうなことが行われたとすれば、身体検査だけでもとまらないというふうなことになります。

しかしながら、先ほど言いましたログといいますか、どういう作業をいつ誰がやったのかという記録がありますので、最悪の場合、事態には、どの時点で誰がやったことかというのは追跡ができていきますので、町としても責任を持って、また会社としても責任を持って万全な対策で、モラルとコンプライアンスというところになります。業務を行うということにしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 私ども勉強不足でわからないことが多かったんですが、私の不審点はこれで解消できました。マイナンバーは行政にとっても国民にとってもいいものなので、効率的に作業が進むので、必ずうまくいけば時間が余ってきて、ほかの行政サービスにその時間使って住みやすい町づくりに使っていただけるんじゃないかと期待しますので、情報が漏れては元も子もないので、絶対大丈夫というふうなことを確信しましたので、そういったことのないように、間違いのない確実な運用をお願いして、この1番の問いを終結して、次、2番の質問……（「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） なら、副町長、どうぞ。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。先ほど議員さんが、不安だから受け取ら

ない人があるということでございまして、そういう任意的なものではございませんので、この制度につきましては全ての方に受け取ってもらうというべきものでございますので、何らそういうような方がございましたらこちらのほうから説明して……（「受け取りじゃない、割り振られとる」と呼ぶ者あり）割り振りはやられとる。受け取らんかてええんかな。

失礼いたしました。今のところ、カードは指定されておりますけども、受け取りについては任意ということでございまして……。それでよかったのかな。（「最終的にカードはいいんです」と呼ぶ者あり）いや、その今の来とるやつやで。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。ちょっと調整してください。

午前 11 時 06 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

先ほどの答弁の中で、大変重要な問題でございますので、きっちり丁寧な説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。不安だから受け取らないという住民の方があるということでございまして、私のほうは、それを説明して受け取っていただきたいというように思っておりましたけども、この番号につきましては割り振りされているものでございまして、任意であるということでございます。担当の住民課長のほうから説明させていただきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。マイナンバー制度につきましては、個人番号カードにつきましても通知カードにつきましても、これは任意であります。実際に通知カードにつきましては、1件だけですけども、受け取りを拒否しますというお方もおられまして、これはあくまでも任意ということで、これ国のほうが国民全員に12桁の付番をもう既にしているものでありまして、受け取りをされなかったからといって、それを受け取ってくださいというふうにこちら側からお願いするものではありません。その番号によって、小林議員も言われましたように行政間の連絡のやりとり等で利便性が上がるということで、受け取りを拒否されたからといって、その人が不利になるものでも何でもございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま副町長、それから住民生活課長の答弁で十分理解できたわけなんですけども、マイナンバー、インターネットなんかによると、受け取りを拒否してこの制度を潰そうなんかいうふうな働きかけをしていらっしゃる方も見るわけなんですけども、インターネットの世界はいろんな考え方の人の世界なので、それ

が必ずしも正しいとは思われないわけで、このたび12桁の番号を付与されて、それで国民も、それから行政も国家も全てが効率的な運営ができて、お互いにメリットの部分を生かして今以上によりよい社会づくりをしていこうというふうな目的のものなので、今7点の不安材料を一点一点聞いてみますと、それぞれに十分安心できる対応をされておられますので、私は安心して運営できるものと確信いたしました。そのメリットによって神河町の行政をより一層効率的なものに運営していただければこの目的が達成されますので、今後そのようによろしく願いいたしまして、次の2番目の質問に入りたいと思います。

2番目として、「所さん！大変ですよ」、NHK番組で、市場からHB鉛筆が消えてしまった。小学生はほとんど2Bの鉛筆を使っている。その理由は、HB鉛筆で書くと字が薄く、先生が読みづらいため、1年生入学時に2Bの鉛筆を用意するように学校から指示しているところもあるようです。そこで問題なのは、2Bの鉛筆を使用すると少ない筆圧で楽に書けるため、指先の筋肉や神経が鈍くなり、指先と脳の思考力と運動器をつかさどる前頭葉の働きが怠慢になるそうです。そこで、HB鉛筆を使って指先に力を込め、文字を書くことによって、小学1年生の成長期に合わせた脳の発達とともに、思考力と運動器が成長するとのレポートでした。

私は、神崎小学校のオープンスクールの際に生徒の鉛筆箱を見せてもらいました。1年生と2年生は2Bがほとんどでした。5年生、6年生はHB鉛筆も入っていましたが、我が町の取り組みとして1年生からHB鉛筆を使うように教育できないでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、答弁させていただきます。

私も小林議員から提供のありました番組を見させていただきました。番組では確かに、HB鉛筆が文房具屋の陳列台から消えていった、硬質の鉛筆で書くことにより脳の発達につながるという話もありましたが、それだけでなく、足首がかたくなり、両足をそろえたままで座れない子供たちがふえてるといった情報も番組では出ておりました。これは洋式便所の普及によるところも大きいのではないかと感じたところであります。私はこれらのことは、技術の進展や生活習慣の変化により体力が衰え、そのことにより思考力の低下が顕著になってきている警鐘だと捉えております。

小林議員の、1年生からHB鉛筆を使うように教育できないかという御提案ですが、町内の幼稚園、学校では、知識はもちろん、自分たちが積み重ねてきた多くの経験を子供たちの指導に生かしながら、それぞれの年齢に合った子供たちの健やかな育成に力を注いでいますので、参考にさせていただくというところで御理解いただければというふうに思うわけであります。教育長はいつも、神河町の先生方はどこにも負けない教育を展開していると自負されているわけであります。私もそのように思っております。

なお、町内小・中学校の鉛筆の所持状況と持ち方指導については教育課長から報告を



させますので、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田でございます。それでは、私のほうから、町内の小・中学校の鉛筆の所持状況につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

まず、小学校低学年につきましては、Bまたは2Bを使用するように指導している学校がほとんどでございます。中学年ではHBまたはBを使用し、高学年や中学になるとHBの使用率が高くなってきておるところでございます。高学年においても一部Bを使っている生徒もいる状況でございます。

また、学校では鉛筆の持ち方の指導に力を入れており、これは、しっかりと鉛筆を握り、書くということを小さいころから身につけようとしているところでございます。特に低学年では、HBよりB、2Bのほうが文字をしっかりと押さえて書きやすいので、Bもしくは2Bを、さらに筆圧の弱い児童には当初4Bを使用することもあり、児童の適性に合わせて対応しておるところでございます。

ここから少し余談になりますが、水族館に行ったときに、ある園の児童はトイレに行けない、また、違う園の児童はすいすいとトイレに行ったという最近の話がございます。これは和便が園にある幼稚園の子供たちはすいすいと、逆に和便がなくて洋便しかない子供たちは水族館のトイレに行けなかったというお話でございます。仮に洋便の使用によって子供たちの足首がかたくなっているという状況があったとしたら、和便の復活を唱えるかというところでございます。町長も申し上げましたように、技術の進展、また生活習慣の変化の中では、それに合わせた新しい対応や取り組みをする必要があると考えております。

なお、町の教育の課題としましては、今まで歩いて学校に行っていた子供たちが、学校統合でバスになったので体力が落ちているというような推測もあり、検討しなければいけないというふうに思っておるところです。山村留学に来ておる子供たちにつきましては、途中で下車をし、学校まで約4キロを歩いています。統合によりバス通をしている子供たちに同じことをさせるには、やはり下車するバス停や横断等の安全面でいろんな障害もあります。そのために、学校では朝や業間での体育、スポーツを、幼稚園また学校で取り組んでいるところがございます。

町長も申し上げましたが、先生方は柔軟に、そしてこれまでの経験値も生かしながら教育をしているところでございます。

以上、私からの回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 意図は十分伝わったようなんですが、今、教育課長も言われました和式、洋式のトイレのことも、私あるところで、神河町は全部洋式で暖房付きのいいトイレ、学校準備してますよなんか言いますと、聞かれた人は、ウサギ跳びもでけへん子供育てようとしてとってんか、あんとこの町はなんかいうて、そんな逆襲を

受けて、はっと思ったんですけども、確かにその番組でも言うておりました。かかとをつけたまま座ると後ろへ転倒してしまう子供、それは要するに指先と運動器、前頭葉の中に運動器という部分があって、それがすごく密接に連係してるというふうなことを言うておりました。

また、ほかの番組でも、あの有名な物理学者のアインシュタインが難しい数式を考えると、行き詰まったときに、バイオリンを演奏して相対性理論、それを完成させたというふうなことも言うておりました。ですから、指先と脳との連係いうんはすごい密接なものがあって、バイオリンを練習すると右脳がよくなり、ピアノを練習すると左脳がよくなるというふうな説も言うてる番組もありました。そういったことなので、また、その番組の最後のほうには、文科省もそのことに気がついて、来年度からそういった運動器の、番組言うてたのは、このままだと40代になるとロコモ症候群になって、階段の手すり使ってやないと上がりおりができなくなる成人ができてしまうというふうな、そういった不安を訴えておりました。それで文科省がそれに気がついて、来年からそういったことの学校の運動方針も変えていくというふうなことも報道されておりましたので、文科省がそのような姿勢をとれば学校はもう間違いなしにそのようになると思いますので、それほど心配しなくてもいいかなと思うんですけども、そういったことで、指先と脳との密接な関係があるというふうなことを心にとめていただいて、いろんなふだんの立ち居振る舞いとか生活の中ででもそういったことを取り入れていただければ、子供だけじゃなしに大人の認知症とかいろんなことにもいいほうに働いていくんじゃないかと思ったわけで、このような質問を取り上げたわけなんです。何かコメントあればよろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 今、課長も申しましたように、技術の進展によって生活習慣が変わってきている。そのことによって、いろいろ今まで鍛えてたところが鍛えていない。頭の中の前頭葉なんですけれども、それをいかに活性化させるにはどうしたらいいかと、ただ机の上で勉強するだけではいけないんだと。ただ、手を動かしたバイオリンであれば左手を活用しますので、右脳の一部が大きく発達していたというのがテレビで見せていただいたんですけど、そういうことで、ピアノであれば左脳が発達するとか、そういうようないろいろな部分があります。

だから、手先を動かすということは物すごく脳を活性化するということではあるんですけども、頭を鍛える方法としてはいろいろな活動があります。手先を動かすということもありますし、また、音読をすとか読書をする、簡単な計算をするというようなことも脳が活性化になります。それから腹式呼吸とかクラシック音楽を聞いて勉強するとか、足を使った有酸素運動をすとか、いろんな活動があるんです。

今、文科省は、去年からですけども、アクティブラーニングとって提案しております。兵庫県でもこのことによって力を入れているんですけども、講義的な形式で勉

強するとは異なり、言うたら自分から能動的にいろいろな活動をしていくというようなこと、調べていく、そしてそれをみんなの前で発表したりとかグループで討議したりとかしながら勉強していくというアクティブラーニングという手法も今全国的に提案されて、去年から大きく取り上げられてるところなんです。

そういうようなことをやることによって脳を活性化し、学習していくということなので、ただ鉛筆をBを使ったから手先が力がついてきて、そして脳に刺激があるというのはほんの一部のことだと私は思います。しかし、今、課長が言いましたように、子供たちの成長の発達というものを考えますと、今は全国的に、入学の時分するときにはやっぱりBぐらいのやわらかさでしっかりと書く、濃い字を書くというのを教えておりますし、鉛筆の持ち方、いろんな持ち方がありますけれども、正しい持ち方をして書くというような指導も学校ではやっているところですので、言われていることはわかりますので、私たちがそういうことについて意識しながらは教育はしているところです。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 私の意図するところは十分伝わったようでございます。何分にも、次の世代を担う子供たちがすばらしい頭脳で、またすばらしい健康状態で、将来みんなが健康で健やかな町につながっていくことを期待して、このたびの質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で小林和男議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、3番、山下皓司議員を指名いたします。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、観光客等で町を訪れられた方への対応ということで、2点お伺いをいたします。

町振興の大きな柱として、観光の町を目指して多様な取り組みをされておりました、観光客が増加、町が活性化しているというように思っております。ことしは昨年と比べますと天候に恵まれたことや、連休が特に9月なんか大型連休があったわけですが、そういったようなこともありまして、多くの施設で昨年を上回る来客があったと聞いておりました、喜ばしく感じているところであります。訪れられた方に感動を与え、また来てやということを合い言葉に、入り込み客100万人を目指して一生懸命に観光事業を推進してるところであります。

観光に来られた方に、よい町、親切な町と感じられるのは、やはり一番に接客の態度がよいということは当然であります。また、行き届いた観光案内、このことについてはボランティア活動もありますけれども、そういったことも大きな大切なことだと思います。それとあわせて、やはりハード的な面で便所や観光案内板、そういったものが適切に配置されていることが非常にこの面についても大切だということのように考えているわ

けであります。

この点につきまして質問するわけですが、現在は、これは正式に道の駅かどうかは別といたしまして、一般に道の駅と言われるところには便所が設置されておりますし、こっとな亭にも便所がありますけれども、これで十分と考えておられるのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、山下議員の御質問にお答えいたします。

まず、神河町が取り組んでおります観光振興、交流促進からの定住、さらにおもてなしの視点から申し上げまして、議員御提案のトイレ、観光案内板ともに、必ずしも十分であるとの認識は持っておりません。また、沿道住民の方から、峰山、砥峰高原方面の道をよく聞かれるとのお声もお聞きしております。

さて、そのような状況の中で、1点目の、道の駅などに便所が設置されているが十分と考えているかという点でございます。

町内の公衆便所の設置状況につきましては、越知川水系には川の駅があり、312号線沿いには大黒茶屋やローソンなどの施設がありますが、砥峰高原までの間にはJR寺前駅を過ぎるとなく、峰山高原には上岩のこっとな亭を過ぎると高原までは何もないのが現状であります。峰山高原方面については、今後は、例えば上小田地内の現在ゲートボール場に使用されている部分は県有地でありますから、公衆便所の整備を要望していくことや、また、砥峰高原については具体的候補地は現在のところ難しいですが、ホテルモンテ・ローザ、町民体育館、長谷支所等の公共施設使用とか民間のふれあいマーケット等の協力も検討していきたいと考えております。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 山下です。町長が言われるということは、いわゆる担当課、担当者も含めて、トイレが不足しているということは認識していただいております。今ずっとそれぞれの施設のトイレの整備状況について、整備というんですか、トイレがあるというような内容もおっしゃいました。

私、これずっともうトイレの内容に、数ですかね、内容も一緒、含めてですけども、気がかりであったんですね。これは町民の方から言われてこの問題をというのもおかしいんですけども、神河町、観光観光いうて物すごい力を入れてるけども、私に向かっておっしゃったんですけど、君ら、この便所のことどない思うとんやというような、きついお話でしたね。市の名前は伏せますけれども、近くの市のトイレの整備状況、君知ってるかいうことだったんで、これはちょっと自分の宣伝がましい話になるんですけども、ある市のところへ行ってまいりました。十分でなかったんでちょっと聞いたんですけども、いや、たまたまあの場所に整備はしとるけども、おっしゃるように、きちっとそんなにたくさんはないんですというようなことでしたが、すばらしいトイレを、他の

市でしたですけども見る事ができたんですね。

そのように、やはり町民の方も町の観光振興ということについては非常に関心を持っていただいているということについて、そういう指摘的なことを受けたんですけども、非常に私、いいことだなというふう感じたんです。やはり町長もおっしゃったように、具体的な場所もおっしゃいましたが、これでは十分でないなというふうに思うんですね。

それから、もう一つおっしゃった、早速できないということも私も認識しておりますが、特に砥峰高原への間は、途中、センター長谷とか、町長がおっしゃったあの通り、民間というよりも長谷ですね、株式会社長谷のマーケットもあります。そういったところと連携をしていこうということなんですが、もうちょっと踏み込んで、ずばり言って、もう具体的に途中の沿線に、今例えばで言われたとこに限らず沿線にある、そういったある程度公衆的なトイレ、公衆的いうんですか、不特定多数の人が使ってもいいというようなトイレについて、早速に連携がとれないか。例えば観光バスが来たら、あの場所は町と契約いうんですか、そういうことをお願いしておりますので、そこを使ってくださいよというようなことを、早速そういうような取り組みができないか、それについて考えがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 御指摘の点、担当課、そしてまた当該施設、沿線の施設等とも協議させていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 先ほどのトイレの件なんですけども、先ほど町長が言われたとおり、それから議員さんの言われたとおり、砥峰高原側には公衆便所はございません。例えば議員さんの大河のグラウンドのところ、トイレについてもよく使われてるというふうなお話も聞いております。ただ、正式にいきますと、バスはどこでもとめれないということがございます。そこら辺がありますので、きちっとした調整を図りながらいろんな諸問題を解決しないと、要は正式にそこが公衆トイレですよというふうなことが言えないので、そこら辺については十分検討しながら、現実に可能な部分を早急に探しまして対処したいというふうに考えます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） そういうように事情は私以上にしっかりと把握されておると思いますので、非常にトイレというのは本当に大切なんですね、そういうことですので、きめ細かくひとつ取り組んでいただきたいと。

つけ加えますけれども、こっとな亭の便所の関係です。これについては非常に相当大的な金額をかけられてつくられた便所だというふうに聞いておりますが、まず、あそこに便所があるんかどうかも見えないと。中へ入ると、これも私、何年か前にそういう関係しとる人から指摘を受けて、朝暗いですね、いわゆる人が入るとぱっとセンサー式に点灯するような仕組みじゃなしに、何か時間を切って何時にならんとつけへんでという

ような感じやったようなんですね。そのことも、そのときに指摘を受けたときに私はすぐ担当課にも話ししたんですが、今日に至ってもまだ改善されてないというふうに思うんですね。

ところが、このこっとん亭についてはトイレをちょっと今検討されとんですね。そういうことを聞いております。ひとつ使いやすい便所、安全に使える便所というたらいいかもわかりませんが、何か現状では暗いからちょっと使い勝手も悪いし、何か不安なような感じをしながら用を足してると。特に女性の方のトイレですね、いうように思います。一つ今改善の計画がされているようですが、どういう方向にされるか、今私が言ったような形で、使いやすい明るい便所と言ったほうがいいかもわかりませんが、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

それから、ベビーシート、せんだって峰山高原の屋外の女性トイレのほうには、たしかベビーシートがあったと思います。ですので、今後整備される場合には必ずベビーシートというのを設けていただきたいと思います。一つ、こっとん亭の便所の改善状況と、それから今私が最後で言いましたベビーシートの設置というふうなことについて、担当課としてどういうふうに考えておられますか。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。今、山下議員さんの御指摘で、トイレにベビーシートいうんですか、おむつをかえるようなスペースのことだと思います。今後におきましては、そういう施設は絶対に必要なものでありますので、検討はしていきたいと思っておりますし、現在あるトイレにつきましても、いろいろ財源的なものもありますけども、それらも踏まえながら検討はさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下です。先ほどこっとん亭の件に触れられましたが、その点につきましては、もう言われるとおりのこともほかのほうからも聞いています。ですので、まずトイレを明るくすることと、それから次の質問にも関係するわけですが、わかりにくいという御指摘がございましたもんですから、それについては担当者に直接何とか改善してくれるように指示しましたし、できれば来年度予算で改善できるものは改善していきたいなというふうに思っております。

また、こっとん亭の内部についても、あそこは利用者用の古い便所が1個だけあるだけなんです。男女の別もされていないというふうなことがあって、和式便所に洋式の便所をちょっと工夫したような感じな部分が今ついています。その部分について今担当者から聞いているのは、せめて男女別々にするというふうな改装を予定するというふうなことを聞いておりますので、できるだけ積極的に、おもてなしの気持ちを出せるような施設にしていきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） トイレの整備とか利用勝手がいいというような形について、前向きな答弁をいただきました。その方向で取り組んでいただきますように、そしてなるべく早く全町的にきちっと押さえて取り組んでいただきたい、そのようにお願いをします。

それでは、次に、観光案内板のことについてでございますが、これについて、私は便所と同じように、もっともっとつけんとあかんというように思う箇所があるというように見受けております。それについてどう考えておられますか、よろしく願いをします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 次に、看板についてでございます。

越知川水系や312号線沿いには各施設等の工夫された看板がありまして、一方、砥峰高原、峰山高原への県道沿いにつきましては、道路案内看板は一定整備されているものの、いずれにしても、観光面から考えると決して十分とは言えない状況であると考えております。

なお、現時点で具体的に対応検討しているものとしましては、町民温水プール入り口の色あせておりますホテルモンテ・ローザの看板、南小田地内の峰山高原ホテルの看板の塗り直し、県道8号線、いわゆる県道加美穴栗線と町道峰山線、いわゆる上小田の分岐点の峰山高原ホテル看板は、ことしの冬については、峰山高原ホテルの指定管理でありますマックアースによりまして、カッティングシールによる修正対応を行っております。

また、次年度以降につきましては、こっとな亭の公衆便所の存在がわかりにくい状況でありますので、看板の整備や、高原の玄関口に当たる黒田石油近辺での観光案内看板の整備も検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 今答弁いただきまして、この辺につきましても不足しているといったことについての認識はされているというように感じました。

今答弁いただいたところの中で、モンテ・ローザの看板と、それから南小田地内の、南小田入って少し行ったところにあります看板、確かに新しくなっておりました。新しくいうより、いわゆる看板がきちっと整備されてるというように見ましたんですね。

ところが、ちょっとこれ、町長のほうから答弁がありましたんで苦言を言いますと、一つは、モンテ・ローザの看板ね、課長も担当参事も見ておられると思うんですが、特にモンテ・ローザの看板は、少し道路から入っておりますから見えにくいということが一つあります。それと、その看板の内容が、もうずばり横文字なんですね、私の見た範囲では。ほか、どっかに書いてあったかもわかりませんがね。モンテ・ローザと片仮名でね、それがなかったように思うんですね。誰を対象につくられたんかということがちょっと、せっかくよう塗りかえられたわけですから、その辺ももうちょっと考えられたほ

うがよかったん違うかなと思いました。

それから、南小田地内の看板ですね、道路の反対側にあるんやね、こっち側にある。本当は左通行ですから左にあるのがええんやけど、これも聞きましたら場所的なことがあったんで、もう今回はそこで塗りかえたということも聞きました。あれはあれで検討されたようですが。モンテ・ローザについては、もう少し工夫がされたほうがよかったんかなというふうに思いました。

そういう中で、ちょっとプラスアルファの話をしてみますが、一つは、この看板というのは道案内もさることながら、こういう施設がありますよと誘導する、案内ということもあるんですが、やはりその施設があるんだという宣伝効果があるんでね。今もうはっきりと町長が言われたんで、町長、担当課のほうはもう具体的にどこにつけたいというようなことも既に考えておられると思うんですが、少ないということだけは町長も答弁していただいたんで、宣伝効果があるんだということを念頭に置いてやっていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと、もし、これ通告しておりませんので、答弁がいただけなかったら私のひとり言というように聞いてもらって結構なんですけど、JR、いわゆる播但線の新野、寺前、長谷、この中に観光案内が全然ないんですね、いわゆる看板がないんですわ。少なくとも一時代前、私、古い話ばかりして申しわけないんですけども、たくさんありました。今現在あるんは、福崎行くと、やっぱりあそこは町いうんですか、いろんな事業所等がありますから、かなりたくさんありますわ。ところが甘地に来ると、1つか2つぐらいあったんですかね、鶴居駅から少なくとも長谷駅にはないんです。

これはある程度、時代の趨勢ということもあるんでしょうけれども、やっぱり峰山高原、砥峰高原の玄関口であります寺前駅ですね、これほかの駅はどないでもいいということやないんですけども、寺前駅に、せめて峰山高原、砥峰高原登山口というぐらいの看板があってもいいと思うんです。もちろん設置費用も要りますし、あと構内につくりますから使用料いうんか利用料いうんか、そういったお金もかかりますが、これがないのはどうもおかしい。おかしいよりも、ちょっとその辺に気づいておられないんじゃないかなというふうに私は感じておるんですね。非常に数は少ないかもわかりませんが、ヨーデルの森へバスで行っておられる方があるんですね、バスを利用してね。ですからヨーデルの森の、本当にどの程度のバスが運行してるんか確認しておりませんが、そういうことも寺前駅はあるんですね。それと、やはり乗りかえ等がありますから、寺前駅前には観光交流センターがありますよと、そういったようないろんな、私、今ある程度思いつきで言うておりますので、いろんな案内板、もちろん、繰り返しになりますけども、費用も要りますけども、あの辺をもう少し工夫せんとね、足元をやっぱり固めんとあかのちゃうかなというような思いもありますので、ちょっと具体的なことを途中言いましたけども、JR駅構内の看板について、一つ前向きな考えがありますか。通告しておりませんが、日ごろ考えておられる範囲でひとつお願いしたいと思います。



○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 通告範囲にないというよりも、私は看板という点については、これは町内全域でございますので、JRにつきましても質問の内容に合っていると私は思っております。

議員おっしゃるように、そういった砥峰高原、峰山高原、またヨーデルの森、グリーンエコーというふうな、そういった看板、目立つ看板が3つの駅においてないということは、私も感じているところでございまして、ただ、駅構内に写真パネルを設置しております。確認していただけたらと思うんですが、特に寺前駅、また長谷駅も私確認してはるんですが、ただ、その写真が少し古くなってきております。やっぱり最近、私思うのは、目で訴えていくというのは非常に重要だなというふうに思うわけでありまして。写真にしても、ただ写真を撮るということではなしに、本当にその写真を見ることで、いやあ、行ってみようかなという気持ちにさせるような、やっぱり映像によるPRというのは非常に効果が高いというふうに思っております。と同時に、やはり年数がたつてきますと色も劣化してまいりますので、町として、この駅構内に設置しております写真パネル、これはぜひリニューアルしていきたいというふうに思いますし、やはり3つある駅のうち寺前駅を一つの拠点とすれば、そこに少し増設をするような形で看板を検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） この件につきまして前向きな答弁をいただきました。特に観光客に対しての対応ということの中で、私は、今申し上げた2点だけじゃないんですが、少しハード面的な面で申し上げましたですけれども、それぞれ前向きな答弁をいただいたというように思います。ひとつここで答弁いただいたことが目に見えるように、予算、お金が伴うことですから、28年度予算も、もう多分、大方締め切っておられると思いますけれども、そんなせっかちに言いませんが、着実に前向きな方向で対応していただきたいと、そのことをお願いし、それに期待いたしまして、観光に関係することについての質問を終わりたいと思います。

○議長（安部 重助君） そしたら、ここで暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

午前中に引き続きまして、山下皓司議員の一般質問を続けます。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） それでは、午前中に続きまして一般質問を行います。

大きな2つ目になるわけですけれども、タイトルとしましては、間伐促進のための具

体策をとというようなことを掲げております。

町は森林機能強化のため、間伐面積、1年に300ヘクタールを目標にした基本方針を定めて取り組んでいるところでございます。また、27年度におきましては、生野の工業団地に建設されますバイオマス発電施設等への木材の供給体制の整備を重点施策として掲げられているところでございます。現状、県は県民緑税の活用事業や森林管理100%事業などの取り組み、そしてまた、町独自の単独補助であります間伐に係る制度などで積極的な対応をされているところでございますけれども、関係者のいろいろな面での努力にかかわりませず、現在は間伐の目標値300ヘクタールに達していないというのが現状でございます。

その要因としては、間伐事業等に従事する従事者の不足、また機械器具等の整備のおくれや、また、大切なことは、林家や地域の山林に対しましての関心の低下が上げられるのではないかなというように思います。そういった現状をどう捉え、どのように対策を強化されるのか、具体策についてお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、山下議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状をどう捉え、どう対策を強化されるか、具体策についてお尋ねしますということでございますが、神河町の地域創生は、私は、山の再生はもう絶対に必要不可欠な政策であるというふうに捉えているところでございます。このことについては、これまでもいろいろな場所で申し上げてきたとおりでございます。先般、中はりま森林組合組合長ほか幹部職員、そして私ども地域振興課を中心に、意見交換会も持たせていただいたところでございます。それを第1回目と捉えていきながら、これから継続した協議を重ねていきながら、神河町の青写真を描いていきたいというふうにも考えているところでございます。

そういう基本的な考えをもとに、まず1点目についての回答をさせていただきたいと思っております。

現在、間伐の事業主体としましては、町内には素材生産業者が少なく、ほぼ森林組合のみの状況です。中はりま森林組合の現業職員及び技術者は、平成22年度で66名がおられました。高年齢職員の退職等により激減し、現在33名と半減している状況の中、30名が本所に所属していますが、山林部、地籍調査の期間中には8名が調査業務に従事しています。高性能機械を導入しても、現場までの移動から始まる山のきつさは今も昔もそれほど変わらず、森林組合では緑の雇用の受け入れや、山の学校卒業生など新規就労の確保に努めてまいりますが、仕事がきつい、賃金が安いというような理由でなかなか定着していないというのが実情でございます。

町としましては、地域の財産であります森林の価値と防災を初めとする多面的機能の向上を目的として、年間300ヘクタールの間伐目標を掲げていますが、現実には、造林事業プラス森林管理100%作戦を活用した間伐を最低200ヘクタール程度は実施

する必要があると考えています。

そのような中、森林管理100%作戦の補助対象外となる森林も多く、特に越知谷、長谷、寺前の各地区で重点的に森林経営計画の策定を進める必要がございます。また、搬出間伐のかなめとなる作業道につきましても、県補助を有効に利用していきながら開設を推進する予定です。あわせて、国・県補助事業を補完し、森林所有者の負担軽減を図ることで一層の間伐促進を目的として町単独の森林整備事業にも取り組んでおり、搬出材1立方メートルに対しまして1,500円を補助する搬出促進について、今年度は平成26年度実績2,800立方メートル以上の利用を見込んでいます。また、今年度は搬出困難地で2件の間伐補助の申請、これは切り捨て間伐となりますが、申請がありまして、わずかではありますが、国・県補助の対象とならない区域での間伐も実績が上がる見込みです。

事業を進める上で森林組合の人員確保は重要な課題で、山仕事で生活ができる将来が見える町とするために、林業への就労支援、技術教育と住宅施策をリンクさせるなどの制度づくりと並行して、作業道開設や搬出作業、県民緑税事業等で重機作業等の即戦力となる建設業の参入を促進する方策の検討を、森林組合と協議を進めながら進めてまいりたいと考えています。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 今の町長の答弁で、基本的なところも述べていただきました。地方創生は山の再生が第一であるという考えというふうなことも言われたわけですが、これはこの神河町にとっては非常に大切なことであり、基本的なことだというように思います。森林組合との連携会議も持ったと、これを定期的にやっていきたいというようなこともお答えいただきましたし、森林組合の現状などについても述べていただきました。そして県民緑税事業などの活用で200ヘクタール、その他、みどり公社等のものを入れると何とか300町歩というような基本的なことも述べていただきました。これで当面取り組んでいるところの姿は見えてきたと思います。

ちょっと視点を変えるというか、もう少し拡大的な面でお尋ねしたいと思います。森林環境税ということでございます。こういったいわゆる国の制度といいますか、全国的な取り組みを推進したいという形の中で、全国森林環境税創設促進連盟を結成されているわけですが、これは森林環境に対する新しい財源制度の実現を目指す取り組みということでもあります。私は去年の12月、ちょうど1年前になるんですが、この神河町もこの促進同盟に加わっていることもあり、森林環境税制度の確立に向けての取り組みを強化してほしいというような意見を述べました。その中で、町長のほうからそういう方向で取り組みたいというような答弁を得ておりました。

本年、27年度において、政府の取り組みですけれども、温暖化対策として森林の整備を進めるため新たな税を国税として創設することで進められてきました。それが、こ

の12月の10日でしたか、その方向が出たということが新聞報道にあったんですけれども、28年度はこの問題を検討課題としたい。例えば導入時期の課題があったのか内容がどうだったかちょっと見えないんですけれども、要は28年度においては検討課題とするというようなことを新聞報道で見たわけなんですけれども、一步進んだんかなというような思いは持っております。

内容としては、現在兵庫県では県民緑税がありますけれども、それと同様に個人住民税に上乗せして国民の方から広く薄くお金をいただいて市町村の森林整備事業に使う仕組みであると、県民緑税と似たような内容であり、制度ではないかなというように思うわけです。しかし残念ながら28年度は検討課題と、29年度以降にその制度が取り上げられるというようになるのかなと、何とかそうやってほしいなと思うわけでございます。

そういうことでございますけれども、私はやはりこの使途、使い道について、町長も述べられたようなこと、いわゆる林業に従事する方の人を確保していく施策とか、また機械化、そういったことに新たな税が使えないか、そういったことを思うんですけれども、これは一町が働きかけてどうこう、なかなか難しい問題だと思うんですけれども、やはりこの連盟に加入しているわけですから、こういった促進連盟を通じてになるのか町単独になるのか、今申し上げましたように早期のその制度の導入と、それからもう一つはその使途について、森林整備も非常に大切なんですけれども、それを実施するための人とか機械、機械化というんですか、そういったものに使えるような内容にならないか、そのことを町として働きかけていただきたいなというふうに思うんですが、町長のお考えをお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 森林環境税についての御意見でございました。

森林環境税に伴う全国組織につきましては、おっしゃるとおり神河町も一員となっているところでございますが、残念ながらといいますか、私自身、1年間その組織で具体的に行動するということにはなっておりません。しかしながら全国町村会といたしましても、森林環境税の創設については、全国町村会としての活動方針といいますか、要求、要望の中にも盛り込まれておりまして、本年11月に東京において開催がされました全国町村長大会の中でもしっかりとその森林環境税については明記しておりますし、またこの国からの挨拶の中でも、環境税についても幾らか具体化に向けた取り組みというところでは挨拶の中にも盛り込まれたというところでございます。

そういう中で、さらにその創設されると同時にどういったものにこの事業が対象になるのかというところでございますが、そもそも国有財産、またそれぞれの市町村有の山というものもありますが、それ以外に私有財産としての森林ということでもあるわけであり、そういった私有財産に対して公的資金が投入されるという部分においては、やはり公益性といいますか、そういうものが非常になければできないということでありま

す。そういう状況、そう考えたときに、やはり地球温暖化という中での森林が持つ多面的機能を今後さらに高めていかなければいけない。そのためにはもっともっと日本の国土における森林が元気にならなければいけないという、そういう精神でもっての新たな税の創設であろうというふうに思うわけでありませう。その使い道として、当然間伐であったり、間伐を促進するための作業路であったり、針葉樹の更新だけではなくて、今、兵庫県においてもいろんな補助メニューがありますが、針葉樹と広葉樹を混合しての山の整備、そういったいろいろな形で山を元気にする仕組みをつくってあげればというふうに思うところでございませう。

それとまた、人材確保という点でございませう。林業は農業と違いましてなかなか1年で結果が出ないということで、生産性という部分においては非常に低い部分があるかと思ひませう。50年周期でないとお金にならないといった、そういうことでもありまして、なかなかそういう生産性の低い部分、そしてまた木材価格が低いという、低迷している中であってはなかなか山に目が向かないということでありませう。そう考えれば、新しい林業、いわゆる生産性の高い新たな林業というものを目指す必要もあるかと思ひておひませう。一昔前で言えは、杉の20年生であってもそれが板材として十分お金に、収益につながっていたという、そういった時代もあるようではございませうが、そういう20年周期で循環できるような、そういった林業も考えていけるのではないかなというふうなことも、林野庁にお伺ひしたときにもそういったお話も聞いたところでございませう。神河町もより生産性の高い林業というものも目指していきたいというふうには考えているところでございませう。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 町長のほうも、直接的にはこの制度名での陳情はなかったけれど、町村会等々で全国的な国レベルでの取り組みもしてるといふようなお話でした。ひとつその辺を、森林環境税ということではございませうが、その環境を、森林機能を高めるためには間伐が当面の一番いい方策じゃないかと思ひませう。それに対しての、それが達成できないというのはやっぱり人と機械、神河町にとってはそういうようなことのようにございませうので、そういったところにも使えるような、くどく言ひませうけれども、この環境税が拡大して使用できるような方策に今後も何とか力を入れていただきたいと思ひませう。

今、森林管理の事業なんか、国の補助制度とかについても、26年度の実績とか、27年度もそのようではございませうけれども、何か予算が減っていきよるといふようなことでもあると思ひませうので、そういった部分の働きかけもしていただきたい。幸いと申ひませうか、県民緑税については28年度以降も継続するといふ方向が固まったようではございませうので、それらを含めて、町長がおっしゃったような方向で林業行政に取り組んでいただきたいなというふうには思ひませう。

その中で、今度は27年度の重点施策の中の一つのバイオマス発電施設等への供給体制の整備ということなんですけれども、現在どのようにそれを対応されておひませうか、

お尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2点目の質問でございます重点施策のバイオマス発電施設への供給体制の整備をどう進められているかについて答弁させていただきます。

町の総合戦略では、生野バイオマス発電への販売目標を年間3,000トンと設定しており、町内からの供給源としては、住友林業の主に主伐によるもの、山田林業の間伐事業地から出るもの、量は少ないが、一般の森林所有者が伐採届に基づいて行う主間伐も考えられます。バイオ材の確保イコール伐採・搬出量の確保ということになりますが、間伐を推進する当町としては、間伐材の供給を第一に考えています。

造林事業においては、平成28年度に現在ヘクタール当たり100立方メートルまでの標準単価がヘクタール当たり50立方メートルまで頭打ちになるという単価の切り下げの制度変更が予定されておりまして、そうなってきますと、今後平均の搬出量の減少が予想されるわけでありまして。現在、造林事業による搬出材には用材、加工用材を問わず1立方メートル当たり1,500円を搬出補助として町単独補助事業としての支出をしております。これは1トン当たりに換算しますと1,200円に相当するわけでございます。今年度は当初一般の森林所有者による伐採届に基づく生野チップ工場へ直接搬入を想定して、バイオ用材1立方メートル当たり750円の搬出補助を新設する予定でありましたが、生野チップ工場が一般の所有者による個別搬入を認めない方針を示したことや伐採届等証明のない材については明確な受け入れ価格がまだ示されていないことから、要綱の改正を見合わせたところでございます。

生野チップ工場は一般森林所有者の材を生野へ持ち込むには県森連との協定に基づく素材供給者である森林組合を経由する必要があるために、一時集積場が必要となります。県森連は平成28年3月までの契約で山田の森林組合旧神崎支所を住友林業の仮集積場として使用しており、計量器、積みおろし用重機を配備していますが、機材は全て県森連に帰属しています。

また、生野チップ工場の受け入れ価格は森林経営計画や伐採届に基づく証明材はトン当たり6,700円が提示されていますが、集積場の運営には生野までの運賃や積みおろし手間等の諸経費が別途発生することから、集積場での受け入れ価格についても検討が必要となってまいります。集積場受け入れ価格は基本的には6,700円から運賃等諸経費を差し引いた額になりますが、これに町の搬出促進補助、トン当たり1,200円を加えて最終的に赤穂の日本海水でのバイオマス発電のバイオ材を供給する町であります佐用町での受け入れ価格、トン当たり6,000円以上をめどに現在検討をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） バイオマス発電所の受け入れが一般は受け入れないとい

うところは少し問題だと思うんですね。今のところ、答弁がございましたように、県森連が山田の中はりま森林組合の貯木場に、大手いうんですか、今言われた住友林業等の受け入れをしている。当然森林組合が入ってると思うんですが、そのことについては今言われたように28年の3月まで、今度、生野の発電所は28年の9月からということになってきますので、今一番間伐等を促進するために必要なのが、一般林家とか、また地域、集落と言うほうがいいかもわかりませんが、そういった中で間伐された、むしろ町の単独補助があるんですから、そういった補助事業を活用していただいて小規模にやられたものの受け入れは逆に言うとしらないというのが今、生野のバイオマス発電所の考え方のようですので、今、町長が少し触れられましたように、佐用町が既に27年、もう既に実施しとると思うんですけれども、これもあそこは佐用町森林組合いうんですかね、作用の町と同じ区域のエリアでの森林組合だと思うんですけど、そこがトン当たり6,000円で受け入れてると。それは小規模なものでも受け入れると。新聞にはチェーンソーと軽四のトラックがあれば受け入れられますよという非常に緻密なきめの細かい取り組みをされておるんですね。余談になりますけど、うち3,000円を町が補助して森林組合は6,000円で買い取ると。その3,000円は町内の商品券で渡すんだとか、町内で買っただけの商品券を渡すんだというような、非常に地についたいうんか、きめの細かいわかりやすい対策をとっておられるんですけれども、ひとつその辺について、佐用町が全てがいいと思うんですけど、例えばそういうような取り組みをする考えがあるのかないのか。今、町長のほうから例えば促進補助というような形でトン当たり1,200円程度のというようなことを言われました。それから町単補助でもトン当たりにかえますと1,500円ですから1,700円から800円近い補助が町は出とると思うんですが、非常に一般からいけば見えにくいということですので、何か佐用町、いいところは取り入れればいいと思いますので、ひとつその辺をヒントにして取り組まれるのがいいんじゃないかと思うんですが、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 佐用町が取り組んでいる内容等については、まだ神河町において具体的な協議まではできておりませんが、とにかくやはり地方創生はその町内でいかにお金が循環できるかということでございます。それも含めて考えていかなければいけませんということですので、当然いろんな他市町の取り組みを、よいことはどんどん取り入れていきながら、神河町独自のまた取り組みもできるような仕組みをつくっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） ひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。町長も少し触れられましたですが、やはり今の地方創生に向けて何が大切か、そういったことについていろんな専門家が意見とか考えを述べられているわけなんですね。その中でやはり1次産業、とりわけ国土の80%を占める山林を守る、これを活性化させてい

く、こういうことがなくしては地方創生はないと極言された講演も実は姫路のほうでありました。そういったことを受けて私も町長の答弁をいただきましたかっただけですけども、既に町長おっしゃいましたので、ひとつ私も全くこの森林を守る、このことが大切だろうと、そういうことを発信していくのがやはりこういった山村、中山間地域と言われるところにある地方自治体の大きな役割であるというように私は思います。その先頭に立って、町長、繰り返しになりますけども、もう一度その辺の決意を述べていただきたい、そのように思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 繰り返しになりますが、日本の地方創生、そして神河町の地域創生、どれも共通しているのはやっぱり山の再生であろうというふうに考えております。その山を元気にする、そこからの地域内での経済の循環の再構築、これなくして神河の地域創生はないということを再度申し上げて私からの答弁とさせていただきますと思います。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） これで私の質問を終わります。4点申し上げましたが、ひとつ答弁がありました方向で取り組んでいただきますことをお願いして終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で山下皓司議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、2番、藤原日順議員を指名いたします。

藤原議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今回は、職員に関すること2件と峰山高原スキー場整備計画の合計3件についてお尋ねいたします。

まず、職員の住居手当、特に持ち家手当についてであります。

給与条例第18条に定める第2号該当者、つまり自宅を所有する世帯主に対して月額2,500円、年間3万円の手当を支給するというものですが、人事院勧告により国家公務員や兵庫県の職員、県下の市町村の過半数で既に廃止されている手当であり、神河町でも速やかに廃止すべきであります。このことは1年半前からずっと申し上げてきました。また、その方向で検討するとも聞いております。本定例会では条例改正案が提案されていませんが、今後職員組合と交渉を進めた上で来る3月定例会には正式提案され、4月分より持ち家手当を支給しない、支給を停止すると確約していただけますか。この点について町長にお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤原日順議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の町職員の持ち家手当につきましては、私の考え方としましては、平成26年6月の第58回定例会で答弁させていただいているところではありますが、その際に、平成28年度からの交付税の一本算定による交付税の減額が確実であり、予算規模を縮



小せざるを得ないことから、今後改正に向け県下の状況を確認しながら今後交渉していくと回答させていただいております。それ以降、職員組合とも労使対等の原則、労使の信頼関係の中で誠実に話し合い、交渉してまいりました。結果、来年3月定例会での改正の予定をしております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（2番 藤原 日順君） それでは次に、職員研修について、特に複式簿記の習得についてであります。

御存じのとおり、総務省の指導により公会計制度が見直され、平成29年度までの3年間のうちに移行しなければなりません。そこには複式簿記の知識が必要となってきます。これまでの単式簿記の会計処理とは捉え方がかなり異なるため、その処理方法になれ、習得するには多くの時間が必要と思われまます。

そこで、提案です。柔軟な頭脳を持つ若手職員に対して、この複式簿記の習得を義務づけてはどうでしょうか。本来は自己啓発として自力で勉強すべきですが、当局としても、業務上の必要性からその学習を援助することを検討する時期に来ていると思います。兵庫県庁でも同様に複式簿記の習得を義務づけると聞いております。若手職員に対しても同様に複式簿記の知識習得のための研修機会を与えることについての町長のお考えをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、公会計制度の見直しによる質問でございます。

新地方公会計の整備、促進につきましては、総務省の今後の新地方公会計の推進に関する研究会で示された統一的な基準をもとに総務省から統一的な基準による地方公会計マニュアルが示され、統一的な基準による固定資産台帳と複式簿記の導入による財務書類を整備するよう全ての都道府県、市町村等に要請が行われております。それに対応するため、本町では、今回の一般会計補正予算（第6号）におきまして債務負担行為補正で追加をしております固定資産台帳整備及び財務書類作成等に関する支援業務委託事業において、本年度から平成29年度の3年間で整備することといたしております。この整備につきましては、全庁的な協力、連携のもと作業を行っていかねばならないと考えておりますので、全職員に対して新地方公会計制度についての導入の背景や内容、そして作業手順等についての説明会、研修会を実施する予定としております。特に複式簿記の導入による財務書類の作成については、現在の会計における決算ベースでの歳入歳出の科目から発生主義による複式簿記における勘定科目への変換と仕分け作業を行い作成していくこととなっております。この作業につきましては、支援業務、委託事業による支援を受けながら進める予定といたしております。

この作業を進めるに当たっては、藤原日順議員の御指摘のとおり複式簿記の知識が必要となってくるものと思われまます。その知識の習得に係る研修会、勉強会につきまして

は、現在の会計を複式簿記方式による会計に変更しようとするものではないというところから、全職員対象とはせず、まずその作業を中心となって行う財政担当と会計課職員に対する勉強会、研修会を支援業務委託事業の中で実施する予定といたしております。また、この新地方公会計制度に関して兵庫県等が実施する研修会にも随時参加しながら、その知識の習得に努めてまいりたいと考えております。

他方、地方公営企業、水道事業、下水道事業、病院事業においては、地方公営企業会計基準についての実務研修会に参加するとともに、その会計実務を経験する中で、より高度な知識の蓄積に努めているところでございます。職員への研修機会の提供に関しましては、兵庫県自治研修所、播磨自治研修協議会が主催する研修については、1年間を通じて職名、職種等に応じた研修会への派遣によりそれぞれの知識、技能等の向上を図っているところでありまして、それ以外の研修についても随時情報を提供し、それぞれのスキルアップにつながるように積極的に研修を受講するように指導しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 今、町長のほうから、財政担当、それから会計課の課員を中心にして研修を進めていきたい、まずということでもございましたけども、複式簿記の知識というのはその直接担当する者だけでなくやはり全課員が必要であろうというように思いますので、徐々にその知識を広げていくというか、研修の機会をできるだけ多くしていただいて、皆が複式簿記の知識を共有できるようにお願いしたいというように思います。

それでは、最後は峰山高原スキー場の整備計画についてであります。

その計画の目的は、観光人口の増加、入り込み客をふやすことでしょうか、どういった経済効果が期待できるのか。また、スキー場整備に当たって、どういうコンセプト、つまりどんな年代層のスキーヤーを顧客ターゲットとして想定しているのか。さらに町長懇談会でどのような意見が出されたのか。特に総額8億円を超える事業費、また自然保護の観点から6ヘクタールに及ぶ森林伐採についてどう考えるかという3点、つまり事業の目的とコンセプト及び町民からの意見について簡潔に御説明願います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、峰山高原スキー場整備計画についての御質問にお答えしたいと思います。なお、本御質問につきましては、スキー場整備計画の話が持ち上がって以降、議会本会議、産業建設常任委員会、議員の全員協議会において取り組み状況等について逐次御報告をさせていただいておりますとおり、神河町として、また神河の地域創生としても重点的に取り組むべき事業であるとともに、住民の皆様にとりましても町づくりの大きな取り組みでありますので、丁寧な御説明が必要であることを御理解いただき、簡潔な答弁にはならないことをまずもって御容赦と御理解をお願いしな

ればならないと思っているわけであります。

御質問のまず1点目といたしまして、峰山高原を含む大河内高原開発につきましては兵庫県と神河町が一体となって進めてきておりまして、県との共通認識として、このたびのスキー場を開設しようとする目的は、環境審議会での諮問書にも掲載されております県立自然公園峰山高原の冬季利用の促進及び神河町の地域活性化のため新たな集客施設としてスキー場を整備するということであります。さらに具体的には、これまで峰山高原ホテルリラクシアが冬期間の施設維持に係る経費がその施設の経営を圧迫し、過去に第三セクター、民間企業2社に指定管理を委ねてきましたが、いずれも冬の厳しい環境により撤退を余儀なくされた経緯がありました。そこで、スキー場を整備することにより冬場の集客を増大させ、峰山高原ホテルの利用度アップによる安定的経営を図り、冬場になれば集客が減少している高原以外の町内施設にもその波及効果が得られること、またこの機会を捉えて町内商工業者の新たな取り組みが起きることを期待するものであります。

それにも増してこのたびの事業目標の根底にあるのは、消滅市町村と想定される神河町が何もしないでその日を待つのではなく、生き残りをかけた神河町にとっての地域創生の大きな原動力とすることを大目標に掲げているわけでございます。スキー場整備だけが目標ではなく、これから発生する新しい雇用、公共交通機関の利用度アップ、宍粟市へのトンネル整備要請への好材料、神崎郡内へも多くの都会からの流入増大、地元経済への波及効果等の関連するさまざまな要因にむしろ期待するところでございます。そして何よりもこの間、町内各施設において、これまで議会からも言われておりましたが、過去に指定管理者において収益が出た分を町に還元していただいたことはございませんでしたが、それがこのたびのスキー場建設を実現することにより、この収益を町に入れていただく、この第1号になる新たな仕組みができ上がるということも大きなメリットであろうというふうにも思っております。

デメリットにつきましては、自然環境についての影響や県道の通行量の増大による交通事故の危険性のアップは考えられますが、前段については、当該エリアは当初からレクリエーションゾーンとして設定しており、環境への配慮を最大限しながら自然と楽しむ機会をふやすことで自然公園の価値はかえって上がると考えています。後者については、できる限りの公共交通機関への誘導看板、その他配慮すべき内容については兵庫県警とも協議しながら進めていきたいと考えています。ただ、交通量がふえないと地元商店での消費が得られないので、余りの規制はかえって逆効果になることもありますので、その点も検討しなければならないというふうに考えております。

そして、2点目の質問でございますが、どのようなスキー場計画を描いているかということでございます。

スキー場のコンセプトは、都市近郊のファミリー、入門者向けスキー場として、峰山高原の自然環境に配慮し、最新のコンパクトな設備を導入し、既存の地形を生かしたコ

ース設定と考えています。

3点目の町長懇談会で町民の反応はどうであったかということでございます。

本年9月定例会において、廣納議員からの町長懇談会の総括についての御質問の際も答弁させていただいたところでございますが、本年度の町長懇談会につきましては、全40区において1,110人の皆様に御参加いただき、意見交換をさせていただいたところでございます。日順議員の御質問のスキー場整備関係事業費に関する御意見としては、総事業費8億円に対し約7割が交付税算入され、残りの2億4,000万円を指定管理者から10年かけて分割負担していただくということで実質町費負担がないことを御説明させていただいたところですが、不安視する御意見としては、スキー人口が減っている中で閉鎖するスキー場もある、アクセスも不便、予定する5万人の集客が図れるのか、経営が成り立つのか、将来負担がふえるのでは、道路整備や除雪に費用がかかるのではないかなどの意見をいただきました。

スキー人口につきましては、私自身、減少傾向にあると思っておりましたが、4月の神戸新聞によれば、ここ3年ほどの兵庫県内のスキー場利用者が増加してきていることが記載されていた事実や、提案企業、いわゆる株式会社マックアースが経営するちくさ高原スキー場などの経営実態を初め、各種調査結果も含めたデータによる説明をさせていただきました。除雪費用など経費の問題につきましては、今後も事業実施者と負担割合などを調整し、町民負担の軽減と町経済に貢献できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

スキー場建設よりもほかに実施すべきことがあるのではといった反対の御意見もございましたが、このたびのスキー場計画は、冬場の高原を利用しながら雇用と商業施設、宿泊施設などの神河町全域内の経済循環を生む大きな企業誘致であることも御説明させていただきました。

こういった不安視する声とは反対に、夏場の有効活用から雇用を創出して若者の定住へ、町内小・中学校にとっては喜ばしいこと、ぜひ成功するようにといった経済効果を期待する御意見も頂戴したところでございます。

また、自然保護面としては、水不足が発生するのでは、融雪剤の散布による環境破壊が心配、水質汚染が発生するのでは、今の自然環境を失いたくないなどの御意見があったところでございます。水不足や水質汚染については旧峰山簡易レクリエーションセンターにおける実績から見た判断を、また融雪剤の使用に係る害については、さび等が発生することが懸念されますが、環境面では目立った報告はありませんが、適切な散布に心がけることなどを御説明させていただきました。生態系の破壊や自然環境破壊の問題については現在審議いただいておりますが、環境審議会における審議に委ねることになることを回答させていただいたところでございます。また、歩くスキーやかんじきを履いての雪中ハイキングなど、自然を生かしたスポーツをスキー場機能にあわせて実施することで、なお一層高原のすばらしい自然環境をアピールできるなどといった御提案もい

ただいています。

いずれにしましても、豊かな自然環境を生かしたスキー場を建設したい旨を御説明させていただいたところでございまして、建設に不安を感じていたが前向きに考えられるようになったとのお言葉もいただいております、一定の御理解を得たものと考えています。何といたしまして、兵庫県と一体となって、また全面的に御支援をいただく中で進めている今しかない絶好のチャンスでありますので、何としても成功に導かなければならない神河町地域創生事業であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 今、町長の答弁の中で、スキー人口の減少であるとか、それから水不足の問題、それからあと経済効果等々のお話がありました。この件につきましては、また後ほどの質問の中でお話をさせていただきたいというように思います。

念のために確認しておきます。あくまでこの事業主体は神河町であって、町が自発的にスキー場を設置してマックアースを指定管理者として運営してもらうのであって、マックアースが事業主体ではない、全ての最終責任は神河町にあると理解してよろしいですね。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） それを確認した上で、次に、町長の答弁の中で、兵庫県と一体となってであるとか、再々県の全面的な支援を受けてという言葉が出てきますが、支援の内容とその裏づけを確認させてください。町長はことし1月7日に県知事と面談した折に、県知事から、このまま進めない、さまざまなハードルがあると思うが頑張っしてほしい、については市町振興課の課長と相談してみてもどうかの言葉に従って当時の中山課長に会って、中山課長のほうから、自然公園なので環境アセスメント調査及び県環境審議会の認可が必要となってくる、その際にはスキー場開発の基本計画も提出しなければならないという指導と、申請時には収益事業を営むマックアースの名前を出さないほうがよいのではとの助言までいただいたという経緯を踏まえた発言ではないかと思えます。これら一連のやりとり及び地域創生リーディングプロジェクト事業の事業費が県から交付されたことで県の全面的な理解と支援が得られたものと解釈されているものと思いますが、どうでしょうか。また、全面的な支援とは果たしてどこまでのものなのか、町長にお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、4点目の御質問にお答えしたいと思います。

兵庫県の全面的支援の内容につきましては、今、日順議員のほうからも本年1月以降の私の言動について説明もしていただいたとおりでございますが、それ以降も、産業建設委員会であったり、そういう場で私も、県知事とのやりとりであるとか、そういうこ

とを述べさせていただきました。

この全面的支援の内容については、再度申し上げますが、スキー場の計画をしていかどうかというところについて本年1月に知事に直接打診しました。さまざまなハードルはあると思うが頑張っしてほしい、県の担当部署には難しいとかではなくどうしたらスムーズに進められるか指導するよう指示するとの話を受け、事務実施に向けて取り組んできたところでございます。

中山課長とのやりとりにつきましては、1月に毎年開催される市町懇話会の中で、新年の挨拶をしたときに、中山課長のほうから、知事のほうから指示をいただいていると、しっかりと取っていく努力はすると、その前にまずは環境審議会、しっかりと取り組んでいただきたいという話でございました。

また、4月に行われる井戸知事との中播磨における意見交換会等におきましても、神河の地域創生はスキー場の実現だよという温かいエールもいただいたところでございます。

そういうことと並行して、この1月以降、スキー場整備に関係する兵庫県の各部署との事務協議において、全ての課が知事からの指示が細かく行き届いておりまして、親切丁寧な協議が進められてきたわけでございます。10月7日の兵庫県幹部における政策会議におきましては井戸知事より環境部局に対しての協力要請が再度強力に行われましたし、知事、兵庫県ともに全力で支援をしていただいているということが御理解いただけると私は思うわけであります。

また、スキー場整備に向けて、平成27年度、中播磨県民センターにおいて冬のリーディングプロジェクト予算1,000万円が確保され、現在事業実施中ですが、極めて好評を博しているわけでございます。加えて中播磨県民センターから来年度も同様に予算を確保すると連絡が入ってきているところでございます。

そもそもこの冬のリーディングプロジェクトが中播磨県民センターで持ち上がった、その背景というのは、神河町におけるスキー場の建設計画、そのスキー場が実現するまでの間、タイムラグがある。その間、神河町のやっぱりウイークポイントである冬場を磨きをかける、そういった事業を何とかできないかという考えからつくっていただいたものでございます。そういうところからも、県の支援というものがどれほどのものであるかということは理解ができるのではないかと私は思うわけであります。

さらに、事業メニューである辺地対策事業による事業費枠予算について、県の市町振興課は既に国との交渉も始めていただいているところでございますし、先般、西宮の兵庫県芸術文化センター10周年記念式典行事に参加したときにも五味企画県民部長ともお話しする機会がございました。スキー場についてもお願いもしましたし、企画県民部長のほうから総務省のほうにはしっかりと私も予算取りをしていくというふうにお話もいただいたところでございますし、当日は井戸知事も来ていただいておりますので、井戸知事への挨拶、そのときもスキー場しっかり頑張れというふうにお話もいただいて

いるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） このスキー場の記事が神戸新聞に出た直後なんですけども、3月18日に中播磨県民センターへ行ってまいりました。当時のセンター長は私の高校時代の友人であり、先ほどの事情を説明した上で、果たして兵庫県はどこまで本気なのか、また財政面を含めて全面的な支援を考えているのかを尋ねました。彼の説明によれば、確かに知事からは神河町の冬のにぎわいの創出を企画するようにとの指示は出ている。そこで、例えば地域創生リーディングプロジェクト事業の資金を使って峰山で雪合戦やかまくら、雪だるまづくりなどの昔懐かしい遊びを企画してはどうか。その際には、グリーンバスと話し合って播但線の寺前駅からバスのピストン輸送を行うのはどうだろう。峰山の冬の魅力を姫路や神戸の人に気づいてもらい、播但線の利用増も見込める。長谷駅ならなおよいのではとの提案は行った。しかし、あくまでも個々の段階で反応を見ながら徐々に事業を拡大していき、最終的には陣地を築いての兵庫県の雪合戦大会などを目指すことを前提とした提案であって、一足飛びにスキー場の話などしていないし、できるはずもない。また、事前に当事者が採算性や財政面での十分な検討を行うのは当然のことであり、兵庫県が全面的な支援をすることなどできることではない。あくまで無理のない範囲でステップ・バイ・ステップ、一步ずつ着実にというのが前提である。例えばバスのピストン輸送も、大型バスではなく小型バスからといったふうである。神戸新聞のスキー場開発の記事には自分も驚いた。県の市町振興課からは慎重に事を運ぶようにという注意の連絡が神河町に入っているはずであるとのことでした。

さらに二人で話し合ったのは、竹田城の近辺に県の施設、山城の郷があって、以前から取り壊しを検討していたが、昨今の竹田城人気で一気に息を吹き返した。あのような効果があればとは思いますが、大河内高原エリアと銀の馬車道エリアを結びつけるのは、電車と国道筋で異なり、少し無理があるのではないか。仮にスキー場をつくるのであれば、入り込み客をふやすだけにとどまらず、どういった経済効果が生まれるかを検討していくのが大事だろう。土産物屋だけでなく民宿なども考えられるが、日帰り可能なスキー場をうたうのであれば、それも難しい。何にしても地元にとってどのようなメリットがあるのかを冷静に計算しておかなければならないといったようなことを話し合いました。

何人かの幹部職員の話を経合すると、兵庫県サイドでは、山名町長は思い込んだら一直線という傾向があるなという印象を持っているようであります。また、住民の命、健康、安心を守るための病院の新築移転で企業債の発行に対してあれほど慎重であった兵庫県が、また病院経営に対して繰り返し最悪のケースを想定してシミュレーションをせよとあれほど強硬な態度をとった兵庫県が、なぜスキー場に対して寛容なのか、理解、私はしかねます。

今申し上げた内容についてコメントがあれば、町長、お願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤原日順議員が本年3月に当時の中播磨県民局長とお話をされたということであります。私もリーディングプロジェクトをめぐっては同じように聞いております。ただ、私が聞きましたのは、リーディングプロジェクトをめぐっては、中播磨で何ができるかということを考えてときに、神河町において、従来からの高原開発という中で、峰山高原にスキー場を建設しようという計画がある。そして既に1月にそういった県知事との要望も踏まえて既に環境部が環境審議会設置、自然公園内の変更について動いてるというところから、これは神河町でぜひ使ってほしいと思って企画をさせていただいたというふうに私は聞いております。いうことで、私は、日順議員と局長がそういう話をされたというのは今聞いたところでございまして、私のほうにはそういった話は局長よりなかったというところを申し述べておきたいというふうに思います。したがって、この後の長谷駅を使ってはどうかとか、雪合戦、身近に雪と楽しむ、そういうところは私も聞いたところでございます。その後、リーディングプロジェクトの実行委員会を立ち上げて以降、いろいろと協議がなされる中で、現在の極上の神河の冬時間というメニューになり、いよいよ12月17日からスタートするということでもあります。

それと、この病院とスキー場という部分についての県の対応が、藤原日順議員は理解に苦しむというところがございます。私の捉え方としては、これまでの産業建設常任委員会の中でも申し上げましたが、本当に今回の計画が無謀であるならば、これは県において相当のストップがかかるというふうに私は判断しております。なぜなら、病院の新築移転のときの県の態度から、それは見てとれるわけでございます。あとは、もう一つは建設コストという部分もあろうかと思えます。8億という現在スキー場の建設の事業費というものも提示しているわけではありますが、一方、病院につきましては、新築移転をすれば建築費の高騰等で50億、60億のその間というふうな試算の中で、神河町の負担を考えたときに、やはりこのリスクというものはかなり状況が変わってくるんだろうというふうに思うわけでございます。

さらに、先ほどの答弁でも申し上げたところではございますが、辺地対策事業債を活用しながら、実質の町の負担分、恐らく3割と見込んで2億4,000万程度になるんだろうというふうに思うわけですが、その部分を、これからのスキー場が実現すれば、私の思いとしては、マックアースさんにぜひ指定管理していただきたいと思っておるわけでありまして、その運営費から町のほうに施設利用料というふうな形で納めていただくことで町民の負担は実質かかってこないだろうというふうなところの、そのあたりの基本的な事業そのものの仕組みが全く違う、そういうふうなところからの神河町のリスクを考えれば、兵庫県として特に病院のときのような対応とはならないというふうに思うわけでございます。

山名町長は思い込んだら突っ走るタイプというふうに言われますが、私がこれまでも



議員各位に申し上げてきたのは、それはイメージで、今の世の中の一般的なイメージで物事を語るというのはお互いやめましょうということも言ってきたところでございます。なぜなら、スキー場計画が提案されたとき、私自身が一般的なイメージで物を考える、イコールそんなむちゃなということを私自身思ったわけでございます。しかしながら、先般の産業建設常任委員会での資料であったり、そしてまたもう既に3月定例議会の中での幾らかの資料、それはスキー人口の推移、そして今回また新たに提示もさせていただいていますスキー人口の推移からすれば、この5年間で兵庫県においては21万人の増加が実績として上がっているということ、このこと自体が私たちがイメージと捉えていたものとは全く違う方向で数値として出てきているというところをまずもって理解をしなければいけないだろうというふうに思うわけでございます。

さらに、今現在、国が人口減少対策の一つとして捉えている海外インバウンド、そこにウインタースポーツもその海外インバウンドの重点施策として位置づけているというところでございます。国そのものがウインタースポーツをさらに発展させるという国策の中での一つのスキー場建設というふうに捉えることが私はできるのではないかなというふうに思っております。したがって人口減少は、これは避けて通れませんが、スキー人口はふえているということが、これは事実であります。そういうことを考えたときに、イメージで物事を捉えることが実はお互いの不幸になるということを私は今回のことで身をもって感じたところでございます。そういう思いで裏づけされたさまざまな実績、資料、そういったものを今回4月からホテル運営を指定管理していただいていますマックアースさんのいろんな実績等から私も理解したところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 今、町長の答弁の中で、指定管理者としてのマックアースという話が出てまいりました。通告の順番では環境調査の進捗状況についてお尋ねするというところでございましたけれども、これは藤森議員のところでお尋ねいただきましたので、その分は割愛をさせていただいて、指定管理についてお尋ねしたいと思います。

あらかじめマックアースという特定の企業と指定管理契約を結ぶことを前提として事業を進めるというのは果たして公平性、透明性の観点から許されるのか、この点について、町長、お答えください。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 指定管理者制度につきましては、地方自治法第244条の改正から始まっていますが、制度の一番の柱は官から民となっています。行政サービスの民営化推進の流れの中で、行政運営の構造改革及び規制緩和の観点より、従来では自治体の出資法人で2分の1以上の出資法人あるいは社会法人、農協などの公共法人にしか認められていなかった公の施設の管理運営について、この規制を緩和し、民間企業やNPO法人などの法人にも門戸を開放し、これらの法人についても指定管理者として公の施

設の管理運営ができることとしたわけです。

さて、総務省では複数による公募が原則としていますが、決して公募は法定化されているわけではありませんし、義務とはなっていません。総務省では、自治体が指定管理者を選定する基準の例として、住民の平等利用の確保、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮することとともに管理経費の縮減が図られること、そして計画書に沿って人的・物的能力を有していることの視点から検討が行われるべきとして、複数による応募が原則として解説されていますが、逆にそれが公募によらずできるのであれば公募しなくてもよいとの判断ができます。全国においては平成24年11月6日、総務省の資料では12.7%の自治体がそのようにしているようでございます。現に状況はさまざまですが、峰山高原ホテル、モンテ・ローザ、こっこん亭は公募ですが、グリーンエコー、新田ふるさと村、桜華園等々は公募はしておりません。そのことよりも、このたびの事業提案を受けた株式会社マックアースは全国業界ナンバーワンの市場確保をしており、その経営能力は、赤字傾向で利用者減少が続いていた宍粟市のスキー場を好転させるなどの実績もあり、兵庫県からも信頼されている企業であります。つまり企業誘致であると私は考えています。企業誘致であれば、通常さまざまな優遇制度があるはずですが、しかし、このたびは兵庫県の土地、財源は国と企業負担、町はその周辺部分を支援し、官民共同の事業と位置づけるべきものと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 次に、10年以上あるいは15年もの指定管理契約期間を設定すること、これができるのかどうか及び事業撤退の際の原状回復義務の設定が可能なのかどうか、イエスかノーかでお答えください。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の質問でございます。これもイエスかノーか簡単にということなんですが、少し理論的に説明をさせていただきたいというふうに思います。

指定期間に関しましては、法律上は特に指定期間の基準等についての規定はございません。したがって、当該自治体の考え方や施設の内容、分野、また機能、役割などに対応した指定期間について適宜考えることとなります。他のスキー場では3年から5年とのスパンが一般的ですが、このたびの事業は、その財源措置の手法、一方、企業にとっては経営戦略上の将来計画に照らし、10年程度が双方にとってより現実的な期間と考えています。全国では4,260施設、率にして5.8%という実績が平成24年11月の総務省資料として出ております。

全国的には、特別養護老人ホームや病院など社会福祉関連施設や医療機関施設があります。株式会社マックアースでは、松本市、乗鞍高原湯けむり館に関する基本協定書において、松本市長と株式会社のりくら総合リゾートサービスと連帯保証人を株式会社マ

ックハウスリゾートとして、指定管理期間を平成25年4月1日から平成40年3月31日までの15年間としておられます。スキー場については、10年以上はこのたびが最初の例となります。それは、全国のスキー場はどれも古く、既設の施設を株式会社マックアースが引き受けたものからありますが、当町の場合は全くの新設備でありますので、他の事例と同様とはならないと考えています。

その義務の設定状況ですが、リスク分担表がございまして、指定期間、共通事項として、経済リスク、物価、金利、業務リスク、中止、延期、社会リスク、地域住民への対応、環境保全、第三者への賠償、労災、再委託、不可抗力リスク、申請協定リスク、準備行為、維持管理業、施設運営業務、自主事業、業務終了についての、その責任分担を市と指定管理者とで明確にしています。

その原状回復義務については、福島県の猪苗代スキー場について、会津森林管理署長から株式会社マックアース福島に対し、国有林野使用許可書の許可要件の第17条の原状回復義務の中で、事業者は第2条に定める森林レクリエーション事業の用に供することを取りやめたときは、使用許可物件に附属させた物件を収去するとともに収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化、植栽を行い、森林管理署長の現地確認を受けた上で第3条に定める使用許可期間が満了する日までに使用許可物件を返還しなければならないとされておりますので、当町の場合も指定管理者と協議をして同等の書面を交わせると考えています。

以上、答弁いたします。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 本来は一問一答でいきたかったんですが、時間がございませんので、残りにつきまして一括して質問させていただきます。

今、町長の説明の中にもありましたけれども、事業撤退というのは累積赤字が積み上がった結果であります。その企業が莫大な金を使って更地に戻すとは私には思えません。

最後に、町としての収支見込みと町が背負うリスク、特にランニングコストについてお尋ねします。

これまでに示されたのはスキー場の収支計画だけであって、それによって神河町の財政にどのような影響を与えるかは示されていませんでした。町が負担する修繕費、特にリフトや人工降雪機、照明設備などの修繕費についてどの程度を見込んでおられるのか。また、新しい公会計では現金支出を伴わないものの、将来の整備に向けて計上すべき減価償却費が町の財政を圧迫するのではないか。また、県道との分岐点から4キロに及ぶ町道峰山線の除雪費用、これはスキー客のためだけに支出される費用ですが、これらの負担についてもどのように考えておられるのかをお尋ねします。

国土交通省、観光庁の資料によれば、スキー人口は1998年をピークに徐々に減り続け、現在では4割強になっております。リフトなどの特殊索道の旅客収入も同様、約3割に落ち込んでいます。スキー用品に至っては約4分の1、2割5分にまで縮小しま

した。ちなみにスキー人口の減少率に比べてスキー場の閉鎖率が低いのは、各自治体が地域振興のためという名目で資金をつぎ込んで支えているためであって、本来なら淘汰されるスキー場がそのまま残っているためであります。

また、スキー客の消費単価も同様であり、スキーにかかる費用も始末する傾向にあります。

さらに、スキー場への交通手段は圧倒的に車であり、特に近場ではわざわざ電車で行くことは考えがたいと思われます。その意味でも経済的な効果はほとんど期待できません。

一方、町道峰山線は、日陰になる箇所がアイスバーン状態になることも懸念され、事故対策が必要となってきます。一旦スピンなり交通事故が発生すれば、スキー場への交通手段は閉ざされてしまいます。

これらのリスクに加え、人工降雪機で想定される揚水量、水源地の冬場の流量が本当に確保できるのか。ほかに峰山が水源となっている小田原川の水質や水量に悪影響がないのかなどが懸念されます。

さらに、スキー場開発について町民の皆さんの意見を聞く公聴会、説明会などの公的な機会が与えられるのか否かについてもお尋ねします。

万一スキー場を開発したとして、最初の3年から5年程度は物珍しさもあって、そこそこの入場客は見込めるでしょう。しかし、雪質や交通アクセスの面で劣っているスキー場ではすぐに飽きられて、客が逃げてしまう可能性が高いと思われます。そうなったときに残されるのは、峰山のすばらしい景観を損なう無用の施設と多額の借金、以降も永続的に安全面で省くことのできないメンテナンス費用の負担責任であります。ですから、期待できるメリットよりも危惧されるデメリット、リスクが余りに高過ぎると私は思います。

マックアースのトップをよく知っている人の話では、彼は非常に優秀な経営者であるとのことでした。この言葉が意味するところは、情に流されず、冷静かつ冷酷な経営判断ができる、撤退にする際には迷いなく縁を切るということであります。ですから、傾斜や起伏等のコースの魅力に欠けることを考え合わせると、スキー場開発にあえて反対はしないが、ちょっと首をかしげるなということでした。

同じく、県下の他町の議員にもこのスキー場についての意見を求めたのですが、ことごとくやめておいたほうがよいとのことでありました。特にスキー場を抱えておられる町外議員さんは、強い調子でやめときとおっしゃっていました。そもそも企業誘致という美名のもとに一企業の収益のために町が設備の一切合切をお膳立てすること自体がおかしいと言わざるを得ません。

町長や副町長は、この計画が頓挫したら県に対して顔向けできないとおっしゃりたいかもしれませんが、計画をこのまま認めてしまったら、私たち議員は、町民の皆様、そして子供や孫に合わせる顔がありません。

最初の答弁で、スキー場開発に当たっては、人口減対策、地域創生のために執行部として強い意思を持って臨むと町長はおっしゃいました。私たち議員も経費の無駄遣いを防ぐために、住民の代表として、確たる覚悟を持って臨むつもりであります。私は、この計画は即刻断念すべきであると思いますが、町長、いかがでございましょうか。

○議長（安部 重助君） 一問一答方式を進めていきますので、答弁につきましては4の1のみ答弁願います。

町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、4点目の収支見込みとリスクについての質問でございます。

日順議員の先ほどの質問の説明にありましたように、私も当初は同じように考えていたわけでございます。しかしながら、現状をしっかりと捉えていく、イメージで物事を見てはだめ、そういった基本的なところを本当に一つ一つ点検をする中から、今回の計画は本当に実現可能なものだというふうに私自身思ったわけであります。国土交通省の資料であるとか、また近隣市町の議員であるとか、そういった意見は意見としてあろうかと思いますが、私自身は、このたびの計画については、裏づけされた数字を見る中で、私が思っていた内容について、イメージを全て払拭できる、そういった具体的な、そしてまた神河町にとって将来的にも非常にメリットのあるものであるというふうに捉えたわけであります。

そこには、町民の負担をかけないということを基本にして、そして企業とともに神河町がもっともっと元気になる。冬場だけではなくて、季節を通じた新たな神河町のにぎわいづくり、このことが新たな雇用の創出であって、それをやらなければ、神河町の地域創生もまたないというふうに捉えています。冬場の活用をどれだけふやすかが神河町のこれからの町内各施設にとっても死活問題であろうというふうに思っているわけであり、何もしなければ、神河町は消滅するというふうに言われているわけであり、新しいことをやる時に、やっぱり心配事はたくさんあります。その中で、町のリスクをいかに少なくして、町民の負担を軽くしていくか、このことはやはりかじ取りをしなければいけない、私の最大の責任であろうというふうに思っておりますから、そのことをしっかりと見据えた中で進めてきたところでございますし、これからも進めなければいけないというふうに思っているところでございます。

そういうことを申し上げながら、1点目、町としての収支について。スキー場そのものについては、さきの産業建設常任委員会でお示ししていますが、その収支については、町全体設計契約会社、関西電力株式会社、マックアース共同で調査し、資料作成をしているところであります。町だけではできるものではないと考えています。基本的な町のスタンスとしては、スキー場に関する施設については、公設民営であります。よって、財産は町のもので、運営は民がそれを使用することとなります。

そこで一番大きな課題としては、施設の維持管理経費ですが、それは先ほど述べたり

スク負担によるところとなりますが、修繕費については上限を決めて、指定管理者側で経費負担とし、上限を超える部分については町負担となるのが通例です。

ただ、このたびのスキー場については、修繕費がかさむことが予想されること、大きな収益が予想されることから、指定管理者側から一定の施設利用料的なものを納付していただく予定としておりますので、そのお金を修繕費に充てることとし、原則、一般財源等を投入しないような仕組みづくりを想定しています。

また、ホテルとの一体的な管理を想定しておりまして、できればホテル修繕費にも充当できればと考えるわけであります。

また、町道4キロ部分については、町道なので、本来は建設課所管となりますが、観光道路的意味合いで、通常メンテナンスは建設課サイドで対応、冬の除雪については地域振興課予算で対応しています。

なお、ふだん峰山高原ホテル以外の周辺設備の草刈り、清掃等については、町のシルバーに委託しています。

除雪作業については、スキー場の整備に関係なしに、ホテルがある以上、除雪はしなければなりませんから、これまでも冬季間は除雪をしてきましたし、今後もそのレベルでの対応を考えております。今までは町単独で実施してきましたが、今度は町と指定管理者との共同で効率的な除雪を行いたいと考えています。既に、ことしの冬からは冬季もフルオープンするので、町と指定管理者と除雪作業業者と詳細な打ち合わせをしておりまして、除雪作業を実施していく上で、さまざまな状況が見えてくるので、対処していきたいと考えています。今年度にカーブの数カ所を間伐、枝打ちを実施しているので、その効果も見えてくると思っております。

以上、1つ目の答弁といたします。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 除雪費用については、今までの町単から、町とマックアース、両方でやるんだということでございます。その点についてはまたいろいろ話をしていくんだらうというふうには思いますけども、どうも私としては納得いたしかねるところがございます。

あと、続いてまた御答弁のほうをお願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2点目の開発に伴う懸案事項についてということですが、スキー人口の減少と消費性向、交通手段についてというところで、これについては国の観光庁のスキーリゾート地域の活性化に向けた検討会、スノーリゾート地域の現状、これは平成27年、レジャー白書2014であります。公益財団法人日本交通公社の機関紙等での確に分析されています。このたびの公園計画の変更についても大きく引用されています。

観光庁では、スキーリゾート地域の活性化に向けた検討会では、自然条件、経済条件

が厳しい地方の山間部をスキーリゾートを通じて活性化を行うよう提言した中間報告を行っている。スキー人口、平成10年にピークを迎え、その後は減少したが、平成24年から25年の2年間は1980年代の水準になり、急激な減少から横ばい及び回復基調にあります。事実、兵庫県内では、平成21年の64万人から平成25年の85万人まで21万人もふえているわけであります。多くの方はイメージ的な見方が先行し過ぎていると私は思っております。

また、これら増員の理由としては、国内スキー人口の拡大として、19歳のリフト券無料化による中・長期の需要の創出、スキー場の差別化として、共通シーズン券の発行、シーズン券の値下げ、高品質なレンタルサービスの提供、スキー場の多角的利用として、ウィンタースポーツ以外の観光利用、樹氷の観察や体験型・交流型観光、あるいは夏場の利用による通年型観光の実施、インバウンド人口の拡大として、訪日旅行者に対するイベント……。

○議長（安部 重助君） 大変残念ではございますが、ここで時間になりましたので、答弁を終了いたします。

以上で藤原日順議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時50分といたします。

午後2時31分休憩

午後2時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、4番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永です。通告に基づいて質問をいたします。

まず、神河町の未来を委ねる地域創生の協議が進められている中で、町長の考えをお聞きします。

このたび、多くの住民の協力のもと、神河町が誕生より10年を経過し、これを祝賀する式典が行われまして、まことに喜ばしいことではありますが、一方では、先延ばしにしてきた課題の解決に迫られる事態もありで、手放しで喜ぶわけにもいかないところでもあります。

その課題について、山名町長の考えをお尋ねします。

まず一つには、クリーンセンターのRDF施設の閉鎖について、これまで何度も課題として、こういうところでの一つの議題になってまいりましたが、地元の福本区との契約期限が近づいております。2年先でございますけれども。その中で、現況では、いまだ今後の事業の見通しが立てられていないというところが一つの問題ということで感じておるわけでございます。これについて、町長御自身の言葉での御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の1つ目の御質問についてでございます。

この件につきましては、神河町、市川町、中播北部行政事務組合の3者協議に副町長が入りまして、この間、協議を進めてきたところでございます。私自身の言葉での答弁ということではございますが、この間の経過と現状も含めまして、中心になって動いてくれました副町長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。それでは、この件につきまして、私が事務局のリーダーとなり、3者協議、関係者協議を進めておりますことも踏まえ、私のほうからこの間の経過と現状、今後の進め方についてお答えいたします。

ごみ処理については、クリーンセンター稼働停止後の施策としまして、くれさか環境事務組合への委託にかじを切り、公文書にて平成24年11月9日付で委託の申し入れを行い、受理していただきました。

くれさか環境事務組合委託に絞ったのは、管理者の嶋田福崎町長から、延命工事の予定があるから、神河町、市川町は委託されたらどうかという助言をいただいたことと、距離的にも行政的にも結びつきが深いからでございます。この間、当町としても委託料を減らすべく、施策といたしまして、ごみ減量化に取り組んできたということでございます。

しかし、延命工事をめぐっての姫路市と福崎町の協議は長引き、平成26年10月ごろに延命工事はせずに毎年の修理で運転することになりました。くれさか環境事務組合、姫路市には再三申し入れ書の回答を求めていましたが、姫路市夢前町においての民間業者による産業廃棄物処理施設の問題があり、平成27年4月の姫路市長選後に協議することになり、神崎郡3町と姫路市で6月2日に協議を行いました。そのときにも回答はいただけませんでした。

そして平成27年10月23日付、くれさか環境事務組合管理者、福崎町長、嶋田正義名の公文書で、正式に断りの文書が参ったところでございます。

このことを受けて、11月4日、お世話になっております福本区へ口頭報告、先般、12月10日、神河町、市川町、中播北部行政事務組合の3者で事務局会議を行い、正副管理者の協議を得て、12月14日に正式に福本区長に稼働期間延長の依頼文書による延命申し出と協議のお願いをしてまいりました。平成30年3月31日の稼働停止期限が迫ってきている中で、経過等を含め、年明けてから地元、福本区へ説明に伺いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 事情は薄々聞いておりますけれども、これは一番大事な



ところは、神河町になって、これの継続ということについてお考えになって、くれさかということで、また姫路市との都合とかいうふうなことでありまして、地元での話というのが、そもそも論からいきますと、いわゆる迷惑施設でありながら、それをなぜ受け入れたのかというようないきさつから来まして、要はほかに適当なところがないとかいうようなことで、いろんなことで秘密裏に行われた話だとかいうことで、住民の約半分の人が反対をして、住民訴訟を行うというようになつたことをごさいますて、要は、そういう反発、反対の中でも、現在操業しておる旧大河内の上岩地区で、いわゆるダイオキシンの公害と、そういうものと闘うような生活を送っておられると、そういうことについて、我々は黙っておられないと、何とか協力したいというふうな声が出まして、そういうことから、人道的に考えても真剣にやっぱり考えるべきであると、福本に余剰の土地があるなら、そういうことに協力したらどうかというふうな話がありまして、そういう次元の話になりますと、これまで秘密裏に契約の話を進めてきた人たちの話とか、そういうものと全く違う視点でもって、それもそうだということで、将来また合併とかいう話も出てくるので、やはりここで協力すべきではないかというふうな、非常に若い人の意見でございました。

それまでいろんなことで、誰がこの話を引っ張ってきたとか、誰が進めたとか、誰が日程を決めたとか、そういうことでいろいろ論争があったのですが、そこで一旦話はもう静寂な状況になりまして、何が今必要なのか、どういう判断が必要なのかというふうなことを皆さんに考えてもらう一つの時間が来たわけでございます。

その中で、検討委員会というものもありまして、いろいろとその都度総会を開きながらやってきまして、結局は、人間としての誠意というふうなことで、訴えるというふうなことでございまして、当時の足立町長が、何とかこの福本区の皆さんの納得を得るために、できるだけの協力はするというふうにもおっしゃいました。

ですから、そこのところでおりましたのが、それまでは、どういうんですか、播但道が設置されるとかいうふうなところのこともございまして、土地の所有者が随分ふえておりまして、50何人かの人がああ地域にというふうなことでございましたから、そういう背景もあって、話がいよいよ難しくなってきたわけですが、幸いあの土地が、茶畑になりながら、もう放置されてしまっているというふうな状況でございましたから、要はこころ辺一帯をいわゆる旧神崎町の歴史文化ゾーンとして整備をしようというふうなことを足立町長がおっしゃったわけです。自分はこういうふうにごさいますと、これで町のいわゆる活性化、また、地域のいわゆるごみ処理場があるというのでなしに、文化ゾーンとして立派に誇りの持てる地域にしたいというふうなお話もございました。

そういうことで、わざわざ図面を持ってこられて、みんなの前で広げられていうふうなことで御説明がありまして、そういう中で、先ほどの上岩の人たちは苦しんでいると、ぜんそくになるとかいうふうなことで、毎日空があそこだけよんだようで、暗い空気

が漂っているんだというような話も実はございまして、そういうことについてどう思うかというふうなことでございましたから、足立町長のほうがそこまでおっしゃるなら、住民の皆さんも何とか心を和らげてもらって、ひとつ賛成しようというふうなことで、渋々といいますか、そういう形で賛同したわけでございまして、それでもいわゆる結論が出ぬままに時間を引っ張ってしまって、結局は一時、但馬のほうにごみを持ち込むというような事態もあったわけでございますが、当時の話では、やはりきちんと終わるべきときは終わらせると、それと約束事は守ってもらいたいということで、最後に足立町長がおっしゃった文化ゾーン云々は、特に文章に書いて、誰が約束したというわけではございませんけれども、当時の区長の手元控えに箇条書きみたいにして書いてあります。

それはあくまで紳士的な話で、要はお願いをしたと、話は受け取ったというふうなことでございまして、それ以降、無事故、無違反、無違反はおかしいんですが、ちょっと火事があったりしまして、これは人為的なミスというよりも不可抗力に近いところであったというふうなことでございますから、その他については非常に熱心に取り組まれておりまして、大した事故にもつながらず、ただ、現在でもいろいろとにおいはしますというふうに言われている方も結構おられます。そのために、一時やっぱり住民の間で要は2つに分けるような壁ができたりしまして、それをいまだに引きずっている方もおられるわけでございまして、私のほうには、もういよいよ15年の約束はどういう形で結ばれるんかというようなことで、多少ちょっと非難めいたところもございまして、お話しに来られる人もあるんですけれども、特にこれまで福本の要は転換すべき事業も何もないところで、野っ原になってたところというよりもやぶになってたところがいわゆる神河町の一番安全な地域として皆さんの役に立って、生活の基本になるごみの処理ということについて役立っているということを考えれば、多少の自分自身に痛みがなければ我慢すべきではないですかというような話はさせてもらったりするんですけれども、それではやっぱり我慢ができないと、この福本の住民の一部の人たちからの声でありますけれども、人間として誠意を尽くすというふうな話がどこへ飛んでしまったんだというようなことでございまして、幸い、いろんな方の尽力とか、そういうことで、312号線沿いには県の文化財が2つも3つも並ぶような、そういう地域になって、非常に文化的にすばらしい地域というふうに言われてきたわけでございますけれども、全く一つ予想外のことがありまして、これは質問の中には特に入れておりませんが、現在、話は変わるんですが、神河町で歴史文化構想の基本的なところを今話し合っておる時期でございまして、その座長を務めてもらっておりますのが明石高専の八木教授でございますけれども、当時、神崎町でまちづくり協議会というのが商工会の中に置かれまして、福本地域だけじゃなしに、福本、粟賀、中村、この312号線沿いの集落でまちおこしということで、用水路の整備とか、それと町並みの整備とかいうことをやろうということで、そのときに武家屋敷が残っておるのを、それを何とか活用しようというようなことでお話があって、たまたま当時は、現在もあるんでございますけれども、特にそうい

う意識もなかったんですけれども、八木先生がゼミの学生を連れてきて、建築内容の調査であるとか、そういうところでいろいろと成果をまとめられて、一般の人を集めて揚羽ホールで講演会をされて、貴重な宝物であると、この福本の地域にふさわしい宝物であるから、何とかこれを活用してまちおこしをやっていただいたらというようなことで、いろんな資料も配られたと、そういういきさつがございまして、その後、いろいろと紆余曲折がございまして、現在、そのおうちが売り家になっております。

これについて、八木先生が神河町へ来られたときに皮肉まじりに、あれはまちづくりの成果がああいうことになっているのかというようなことで、それについてどう思っているんだと、別に先生の責任でも何でもありませんし、我々の責任でもありませんけれども、一個人の住宅として考えるとやむを得ないということになるんですが、一つのまちおこしの、文化財の一つの象徴として、これからこれを何とか売り出そうというふうなことで、観光パンフレットにもきっちりと載せておるといふようなところが、売り家の札が上がってそのまま放置されてしまっている。誰もそれについて感想も述べない、関心も寄せないというふうなことが私は非常に残念に思っております。

現在まであの武家屋敷の中をごらんになられた方は、姫路市初め、いろんなところからお見えになって、約二百七、八十名の方がサインもして帰られました。そういうことから、合併してからの神河町の教育委員会の方とか、そういう方もいろいろ見にも見えましたけれども、約10年ぐらいになるんですが、どうも公開できないというふうなことで、また閉めたんでございます。いろいろな経済的な事情もございまして、やむにやまれずライフラインも切ってしまうというふうなことになりまして、活用のしようがないまま、現在住んでおられる人も避難的に姫路市のほうにかわってしまわれたようでございますので、住民票はまだこちらに置いてあるそうでございますけれども、そういう状態になりながら、片やそれを発見、検証していただいた先生に歴史の基本構想の座長を務めてもらっておると、それでも何ともならないというのが全くもって残念であります。

せっかくそこに住んでおられる方が、たまたま昔の福本藩の藩主のお宅で、佐治さんという方で、お医者さんでございましたけれども、芦屋のほうにかわられて、それをまた買い求めてそこに住まわれた方が、昔の武家屋敷のつくりではどうも住みにくいということで、ひさしのところには瓦を載せて、ちょっと補強をして、人が見ても見やすいようにというようなことで手を入れられて、そういうことも配慮もされたんですが、亡くなられた後、いろいろと事情が、悪い条件が重なってきたようで、現在になってしまったんでございますけれども、これを何とか生かす方法はないもんだらうかと。山名町長も、どういうんですか、町外にいろいろ出かけられて、そういうお話などがあるときには、福本藩、大河内高原、それから越知川の名水街道、もしくは法楽寺の由緒ある千何百年前のお寺の話とかいうことで、観光資源のお話もされるんですけれども……。

○議長（安部 重助君） 宮永議員、少し言葉を挟ませていただきます。

今、クリーンセンターについて、今後の事業の見通しという形で通告がございます。そういった意味からいいますと、かなり道が外れておりますので、ここで訂正をお願いいたします。

なお、今の答弁につきましては、町長からの答弁はないものとしますので、よろしく申し上げます。

○議員（４番 宮永 肇君） 結構でございます。

ただ、２年後にあそこを閉鎖されるときには、その神河町の福本という地域で歴史文化ゾーンというものがしっかりと名前のごとくなるようなことでお約束を果たしてほしいと。何といたってもこちらが人間的な、人道的にもというようなことで考えて賛成した事業の終えんを迎えるわけでございますから、ただ姫路市がどう言った、こう言ったいうことで事務的に処理されるのは、これはちょっと論外ではないかなというふうな思いがありますので、私一人が申しておるわけではございません。たくさんの方がそういう意見を持っておるわけですから、町長のお言葉が欲しいというふうに言ったのは、町長の誠意というものを住民の皆さんに見せてほしいというふうなところが願いの本筋でございますので、ちょっと途中、余分な話を入れましたけれども、これについて、責任を持って、足立町長が約束されたのなら、私がその後を引き受けましょうというふうなことを町長の口からお聞きしたかったと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） クリーンセンターの経過報告につきましては、副町長のほうからただいま答弁をさせていただきました。そして宮永議員御質問のクリーンセンター稼働に基づいての覚書にうたわれていますこの周辺地域の整備等々については、これは足立町長といたしますか、その当時、建設した当時の事務組合から引き継いでいるわけでございます。それを基本に、そしてまた覚書に基づいた履行をしていかなければいけない。そこを基本に、私はこれからのクリーンセンターの取り組みについてはその方向で取り組ませていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（４番 宮永 肇君） なかなか古い話を持ち出して、そういうことで、その当時の気持ちに戻ってもらうといいかもしれませんが、個人的な感情の入った話等々でございますから、それをいろいろと御無理をお願いするのはまことに申しわけないと思っておりますけれども、現在の例えば歴史、文化を生かした一つの地域ということで、まちおこしというようなことで考えておられる以上、やはり売り家とかなんとかいうことで、見過ごされないというふうなことも御配慮願えれば、ありがたいと思うんです。

決して姫路市の事情がどうあれ、こうあれ、それはよその都合を聞いている話でございますから、やはり神河町としては、本来自前のものを持つべきではないかなと、そういう意見も当然出てくるわけでございますから、それができる、できないは、財政的な

問題とかなんとかいうことになりませんが、これは現在の町政の事情でありますから、その代表者たる方にいろいろとそこら辺を、住民の心を慰撫するようなことをおっしゃっていただかないと、姫路市が言うことを聞いてくれませんかというのとあれを受け入れたときは全く話が違うわけでございますから、そのところはよく御理解を願いたいというふうに思います。

ですから、何か周辺のそういう事象で、さらにこの地域の例えば地域的な環境整備のために幾らかの何かが必要なのであれば、それも助けようというぐらいの心の広いところを見せていただければ、我々住民としては非常にありがたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 先ほども申し上げましたが、クリーンセンター建設に当たりましては、福本区との覚書を締結しているわけでございます。運転終了時期というものも明確に示されておりますし、その建設に当たってのいろいろな条件整備、周辺整備いうところが盛り込まれているわけでありまして、稼働終了に当たりましても、その覚書に基づいた点検をやらなければいけないわけでございますし、そういう点について、再度、覚書に基づいた内容をしっかりと精査しながら、そして昨日、正式に稼働延長についての申し入れもさせていただいたところでございます。期限、稼働終了時点での覚書に基づいた内容の精査と、そして延長についての新たな協議というものが当然ついて回ることでございますので、その点については、13日に正副管理者会議を持たせていただいておりますので、その中でも確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 現在、私のほうでいろいろと住民の方の話を聞いた上での現時点での話として、今、お願いをしたわけでございますので、これから定期的にといいことで、町の方針を聞いてくれということ、これ、2年前に議員に出ましたときに、これに書いてあるんです。要はことしの12月からその質問をしろというようなこと言われまして、要はこのところに、平成30年3月31日まで、絶対初志を忘れずに、ちゃんと、どういうんですか、クリーンセンターの行方がしっかりと住民の納得のできる場所に落ちつくようにということ、そういう負託を受けているような立場でございますので、あえて申し上げた次第でございます。

2つ目の質問に参ります。2つ目は、視点を変えて、観光戦略の検証をすべきかと思っております。

というのは、現在、さらなる飛躍を目指して、スキー場の建設で協議をされているのですが、事業の推進にかかわる理論においては十分に承知していますが、大きな資金を必要とする事業を推進するには、これを含めた観光戦略において、これまでの10年間で行政として取り組みをされてこられたことについて、まず節目として全体的な総括を

すべきではないかと考えております。いたずらに住民の不安、不信をあおることになるようなことは避けねばなりませんので、明解なる戦略説明が必要かと思っております。新規事業の採択で地域の活性化を図りたいという考えには賛同を得ても、住民にとって、町財政において大きな負担をかけることになるようなら、計画そのものをさらに精査することが必要であります。

観光事業においては、投資額に対する効果は言うまでもありませんが、常に住民が主役であり、地域が期待するものでありたいところであります。

事業の成果とされるにぎわいと潤いということのバランスいかんで、活性化が不安、不信を引き起こし、行政への不満につながるようになるのでありますので、取り組みの姿勢の慎重過ぎることはありませんので、これについて、山名町長御自身の言葉での説明をお願いしたいということをごさいますと、一つつけ加えますと、先ほども一つの意見ということがございましたが、私は、行くにしても引くにしても、やはり現在置かれている住民なり県なりの思いとか願いとか負託とかいうものに、これはやっぱり真面目に誠実に取り組んでいただいて、その上で結論を出していただくということがまず肝要かと思っておりますので、ひとつ広い心でやっていただきたいなど。

と申しますのが、現在の観光戦略についていろいろおっしゃる方があるんですが、今のところは前向きに行って、お客さんも来てますが、その成果を評価するのは住民ということをごさいますので、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の2つ目の御質問にお答えしたいと思います。

観光事業のここ10年につきましては、2町合併後の3年間は、まだまだ戦略的に取り組むという雰囲気ではなく、従前の各事業を実施するというレベルであったと思っております。観光協会も商工会の一角を間借りしていたという状況でございました。

そのような中、寺前駅に観光交流センターを整備をし、施設内に観光案内所を設け、そこを観光協会の事務所とし、施設全体の指定管理を受けることで、観光振興の拠点になり、組織の基礎がしっかりできたと考えます。

また、これにあわせるかのように、偶然にも映画「ノルウェイの森」のロケ地に選ばれることにより、大きなチャンスを迎えることとなりました。村上春樹氏の代表作品の映画化であることから、マスコミが殺到し、各メディアに砥峰高原が紹介されるようになり、関係する各種イベントは全て成功、観光ボランティアガイドの誕生等々、そしてその後もNHK大河ドラマ「平清盛」「軍師官兵衛」やスペシャルドラマ「上意討ち」、そしてことしは「信長協奏曲」と、1年に1本のレベルで映画やドラマの撮影をしていただき、これらをフルに活用した観光PRや大都市部の観光キャンペーンの効果も観光振興の大きな牽引車となっているところでございます。

また、今説明をしたエリアが高原エリアであるならば、中央に位置する銀の馬車道エ

リア、そちらも中播磨県民センターを中心とした銀の馬車道推進協議会を中心とした自治体間の連携がさらに強化をする中で、神河町にありましては、先ほど1つ目の質問にもございましたが、福本区を中心とした文化歴史ゾーン、中村も含めてのそういったエリア、さらにはヨーデルの森が現在の指定管理者となると同時に、新たな戦略の中で大変なにぎわいを見せているところでございます。

そして東に位置する越知川名水エリアにつきましても、新田ふるさと村、グリーンエコ笠形が合併と同時に多くの資金を投じ、そしてリニューアルをし、ことしに至っては、利用客が昨年比較、大いに増加をしているという非常に好調な営業成績も出ているところでございます。越知川名水街道自転車下りにつきましても、スタートして1万人を突破したということで、新聞にも載ったわけでございます。桜華園につきましても、姫路城のリニューアルと同時に、管理組合あるいは担当課の担当者が旅行会社等々、営業に行きながら、観光メニューとして姫路城の観光と同時に桜華園への観光をという中で、利用客の増加も実績として上げてきたところでございます。

また、ゆるキャラブームにいち早く対応し、2010年に神河町のマスコットキャラクター、カーミンも誕生し、カーミン戦略による町のかわいいイメージの創出やカーミングッズの製作を行い、確実に魅力を高めてきました。最近では、カーミンダンスやカーミン体操、1年に30から50のイベントをこなすなど、カーミン、イコール神河町として、神河町の名前が広がりを見せています。

これらの勢いに乗り、銀の馬車道、越知川名水街道物語、寺前商店会や銀の馬車道商店会の自主的な事業展開、最近では、自然薯、自然薯だしとろろ、とろろ汁、神河弁当、米粉焼き、カーミン焼き、ユズ酒、ブルーベリー酒、カーミン弁当、カーミンカステラ等々の新商品開発への展開といったように、それらの効果が町の住宅施策ほかの一般事業にも相乗効果を与え、観光事業と商工業者の歯車がかみ合い始めたところだと私は認識するわけでございます。

議員の皆様方も同じだとは思いますが、町外の方々から、神河町は頑張ってますね、いろんな話題があっという間です、うらやましい、うちも見習わないと、どうしてそんなにできるんですか等々の声を恐らく聞かれたと思います。私もいろいろな場所に行くたびにそういった声を聞くわけでございます。これもひとえに行政が頑張ったということではなくって、やっぱり地域の住民の皆様、しかしそこには役場職員の頑張りが絶対にあったわけでございまして、そういった積み重ねが多くのお褒めの言葉をいただいているんだろうというふうに私は総括しているわけでございます。

そして、町内への入り込み者数の推移を見てみますと、50万人から60万、そして平成24年度には70万人まで達したわけでございます。町観光協会が主体となり、さまざまな団体に呼びかけ、順調に発展してきたと考えています。

しかし、ここ数年は、その集客も若干の減少、もしくは横ばい状況にあるわけであり、そんな折に、峰山高原ホテルの従前の指定管理者が撤退となり、新たな管理者を

公募したわけであります。結果、株式会社マックアースとの御縁があり、新たな展開となり、そのマックアース様からこのたびのスキー場計画が提案され、兵庫県との協議、環境審議会との協議を進めながら、現在に至っているところでございます。経過については、藤森議員、藤原日順議員の一般質問の中で答弁もさせていただいたところでございます。

わずか1年の協議という点も踏まえ、さまざまな議論があるところは承知しておりますが、繰り返しになりますが、何といたしまして、兵庫県と一体となって、また全面的に御支援をいただく中で進めている、今しかない絶好のチャンスであります。何としても成功に導いていきたい神河町地域創生であるというふうに考えるわけでございます。

10月7日に、兵庫県知事の定例記者会見が午後にあります、その中で知事は、平成27年度の中播磨県民センターのリーディングプロジェクト、それは神河の極上の冬時間という事業があるという内容で記者発表をしていただいたわけでありましたが、その午前中に県の政策会議があったわけでございます。その中で、現在進めています環境審議会に関連する、そしてまたこれから進むであろう保安林解除等々の、そういった関係部局に対してしっかりとやれということが政策会議の中で知事から発言があったということでございます。その発言を受けて、中播磨県民センター長、岡本センター長が私のほうにじきじきに電話をかけていただいて、きょう、こういうふうな話が知事からあったということでございます。したがって、このスキー場は1月に県知事からの申し入れからスタートしたわけでありましたが、3月の段階、そしてまた現在、県の中でもやっぱり捉え方は全く変化をしてきているというところを改めて御説明をさせていただきたいというふうに思うわけであります。

神河の地域創生、人口減少をいかに食いとめ、そして反転攻勢していくか。そのためには、この困難な道をやっぱりかき分けて、切り開いていくという、やはり勇気も必要というふうに思っておりますし、ただ勇気だけではだめです。やはり裏づけされた、しっかりとした資料が必要であります。そういう意味においては、町民に負担がかからない、将来に大きな負の遺産とならないというところはしっかりと裏づけをとらなければいけないというふうに考えるわけであります。

そういうふうに考えれば、この建設コストと、そしてランニングコスト、維持費というものがあるわけでありますが、今回のスキー場につきましても、先ほど日順議員の質問にもお答えしましたが、町民の負担をとにかく建設について負担をさせない。しかし、この冬場が一番のウイークポイントであった、この部分について、企業提案によって、そして事業主体は町になるが、企業と一緒に取組んでいく。自然公園内のスキー場であるから、兵庫県は公園の計画変更をしなければいけない。そのためにはこの事業が本当に妥当な、建設可能な施設なのかということも踏まえて、公園の計画変更が、今、県の中でも進められているというところを私は申し上げておきたいというふうに思っております。



そして将来的にもしっかりと企業との契約を結んでいながら、住民にとって、神河町の地域創生にしっかりとつながっていく新たな経済循環の拡大をとっていくという思いでこれからも進めていきたいというふうに考えております。

町民の皆様とともに一緒になって未来の神河町につなげていく取り組みであることを重ねて申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） ただいまの御答弁については、これまで10年間の歩みというふうなことでまとめられておりまして、本当に予想外といいますか、必ずしも偶然とか、そういうものでなしに、しっかりと意図された成果ということで編み出されてきた観光資源というものもやっぱりあったように思ひまして、それは非常に皆さんの御努力というのか、そういうものにむしろお話を聞いて感動するところがございますけれども、先般も中播磨で夢会議があったときに、町長も御出席されておりましたけれども、各班に分かれて、宝物ということで、それぞれワークショップをさせていただいたときに、お互いに一様に出てくるのが、今まで頑張ってきたけれども、跡を継ぐ者がいない。それがもう唯一の悩みということで、これから先、自分たちの心をつないで誰が頑張ってくれるんだろうというふうな話がしきりに出ておりました。高齢者の方もおられる、女性の方もおられるということで、これはもう神河町の縮図というよりも、兵庫県の縮図みたいな形での会議でございましたが、わずかの時間でそれでもこれだけは言ってほしいとかいうようなことで、皆さん、要は主張といいますか、自分たちの思いをどこまで届けるのか。届けるという意味での御発言が多かったようで、町長も実感されたと思うんですけれども、やはりちょうど今の私どもの立場なり、この環境がそれに差しかかっているということですかね。要は今までピークで来たのが下り坂になりかけたときにどうするのかというのをもう少し真剣に考えておくべきだったなというのがやっぱりございます。

高原については自然現象の問題ですし、それと、現在、観光ガイドでいろいろと観光戦略というふうなことを観光協会の会長なり所長なりの御意見などを参考にしてやらせてもらっておりますが、リクラシアの森をどう生かすのか、これにスキー場が来たらどうなるのかというふうなことで、真剣に悩んでいる人たちもいるわけがございますから、やはりそれぞれの思いを町長の思いに重ねて、ひとつ聞き取っていただいて、全体によくなるように、この前、審議委員の方が、冬だけでなしに、年間通じて人が来るようなところにすればというふうな御意見も新聞に載っておりましたので、そういうところからいいますと、今、一番大事なときというのは、やはりさらにあすもこれ以上盛り上がってほしいという思いがあるから言えることでございますので、何とかそこら辺の周辺整備なり人事的な整備なりということで、現在のこの勢いというんですか、考え方の熱気というものを県のほうにも聞き届けていただくような形で、一つの事業としての成果をおさめていただければと思うんですけれども、やはり大勢の人たちの御協力

なしにはできませんので、いろんなところで高齢化というのがございまして、我々の努力とか、そういうことでできるものではございませんので、やっぱり行政の職員の方々、町長なり、そういうお立場の方々の激励と、いわゆる力づけということがまず第一でございまして、お願いしたいと思うんですが、ひとつ思いのたけを町長のほうからちょっとお願いしたいんですが。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） ことは、もう何回も言っておりますように、国を挙げて地方創生、そして兵庫県においては地域創生と言っております。神河町も地域創生、どう取り組むんだということで、人口ビジョンと総合戦略を策定をさせていただきました。議会の承認もいただいたところでございます。神河町が取り組む各種施策、これは全て神河町の人口減少対策、神河の地域創生であるというふうに私は考えるわけでありまして。

したがって、この観光政策についても、これはもう全て神河の地方創生で、地域創生であるということですし、スキー場も、これは一つの目的を達成するための手段であって、本来の目的は、神河町の地域創生、神河町が未来永劫、元気な町であり続けるための、兵庫県のど真ん中で光り輝く町であるための手段であるということでございます。そのためには、それを建設することで、さらに町民の皆様が豊かになっていただく、そういう町でなければいけません。そのことを基本にこれからも進んでいかなければいけないと思っております。

一番の中心に置かなければいけない政策というのが、人口規模に応じていろいろなやり方があるかというふうに思うわけでございます。私は、神河町の場合、この中山間地域、川の源流域にある、豊かな自然環境に包まれている、そういうことから考えれば、やはり神河町は交流人口をふやしていかなければいけない。その中心にあるのは、観光という、この部分を大きな幹にしていきながら、そこをキーワードとして、交流人口をふやしていく、リピーターになっていただく、それだけではだめなんです。当然そうなることで地域循環は拡大はするかもしれませんが、必要なのは、そこに住み続けていただく人々がふえ続けるという条件をどうつくっていくかということになります。まずは神河町を見ていただく。そして気に入っていただく。そして神河町のそれ以外の政策について理解をしていただく。そのためには情報発信が必要でございます。

神河町の地域創生、これは農業の再生、87%を占める林業の再生、創生、そして住環境の整備、さらに子育て・教育環境の整備、そしてやはり人間は安心して住み続けられる、災害に強い地域でなければいけませんし、健康で住み続けられる条件が必要です。健康をキーワードにとっても、やはり神河町には公立病院が、総合病院があるわけでありまして。人が住む、生きていく中であって、条件は、神河町の場合、本当にそろっているんだろうというふうに思います。それをさらに磨きをかけて、具体的に仕事が創出できる環境をつくっていかなければいけない。まち・ひと・しごとの創出、これこそが地域創生であります。先ほど申し上げましたいろいろなキーワードを連携を強め

て、そして神河町を元気にしていきたい。5年間の総合戦略は立てましたが、やはり50年後、100年後、神河町はどうあってほしいか。そういう意味においては、12月8日に開催をさせていただきました中学生との意見交換、彼らが60歳になったとき、君たちはどういう町にしてほしいんだと、どういう町にしていきたいんだというところを、私、大人と子供が一緒になって考え合い、一つの青写真を描く、そういうことが非常に重要だろうというふうに思っております。

今後もしょういうことを基本にしていきながら、神河の地域創生に努めてまいりたいというふうに考えるわけでありまして。よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 広い範囲にわたりましていろいろと御発言いただきまして、ありがとうございます。

一つ心配なのは、先ほどの質問にもございましたが、いろんな振幅がございます。一つの事業を取り組むにしても、考え方にしても、世間の評価にしてもというようなことでもございまして、今が一番大事、ピークであればあるほど、やはり慎重に事を運んでいただくと。一人の心配する反発者も出さないというふうなぐらいの、みんなにとって夢がかなうというふうな形のまちづくりというものにやはり住民の方々は期待をされておるので、山名町長が観光戦略をもとにしてまちづくりをされるという姿が今から目に見えてきますというようなことになるとお思いますので、何とか人々の意見、住民の方々の意見、また組織の方々の意見というものを吸い上げて、具体的な形になるようにいうことでもお願ひしたいとお思います。

以上、ちょっと今、非常に気がかりなことでもございましたので申し上げたことでもございますので、よろしくお願ひしたいとお思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永肇議員の一般質問が終わりました。

---

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいとお思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、あす12月16日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時40分延会

---